川越市一般廃棄物処理基本計画
『ごみ処理基本計画』編

平成２３年３月

川　　越　　市

目　　次

１－１　計画策定の趣旨 1

１－２　前回計画の達成状況 3

１－３　計画の位置づけ 5

１－４　計画目標年度 7

１－５　計画の点検、見直し、評価 8

２－１　地域の概要 9
　１　人口の概況 9
　２　年齢別人口 10
　３　産業の概況 11
　４　将来計画等の概況 12

３－１　ごみ処理の現状 12
　１　処理対象ごみ 13
　２　処理対象区域 15
　３　収集・運搬の現状 15
　４　中間処理の現状 17
　５　最終処分の現状 22
　６　川越市のごみ処理フロー 23
　７　ごみの性状 26
　８　ごみの処理経費 27

３－２　ごみ発生量及びごみ処理量の見込み 27
　１　計画収集人口の実績値と推計結果 28
　２　ごみ排出量の実績 29
　３　ごみ排出量の予測結果 31
　４　国及び埼玉県との比較 33
　５　中核市との比較 33

６　市民意識調査結果（抜粋）..... 36

３－３　ごみ処理の課題..... 38

３－４　ごみ処理の目標と基本方針..... 41
１　ごみ処理の目標..... 41
２　ごみ処理の基本方針..... 42
３　基本目標達成のための役割..... 43
４　達成目標の設定..... 45
５　本市における計画ごみ量の目標..... 52

３－５　ごみ処理基本計画..... 54
１　ごみ処理基本計画の基本理念..... 54
２　発生抑制・再資源化計画..... 55
３　収集・運搬計画..... 60
４　中間処理計画..... 62
５　最終処分計画..... 64
６　災害廃棄物の処理・処分..... 67
７　その他のごみの処理に関し必要な事項..... 68

1 － 1
計画策定の趣旨

我が国の高度成長期時代に確立された大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会システムは、結果として地球温暖化や酸性雨の問題など、地球規模での深刻な環境問題を引き起こすこととなりました。

そのため、国は平成３年４月に「資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）」を制定し、資源の有効利用を図るとともに、平成５年１１月には「環境基本法」を策定し、地球環境保全の積極的推進及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築などを目指すこととしました。

また、平成１２年６月には「循環型社会形成推進基本法」が制定され、これを契機に、「大量生産・大量消費・大量廃棄型」の構造から、環境に配慮した「資源循環型」社会の形成に向けた本格的な取り組みが進められつつあり、ごみの排出抑制、資源化の推進、適正処理といった取り組みがより一層重要となってきています。

これらの循環型社会の構築に向けた法整備等が進んでいることもあり、川越市（以下「本市」という。）においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」第６条第１項に基づく、一般廃棄物処理基本計画を策定することによって、ごみ処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確に示すとともに、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設やごみ処理体制の整備等の将来的な目標を定め、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する必要があります。

また、その他に計画を策定する理由として、以下の点が挙げられます。

1　本計画の見直し・改定を行ってから５年以上が経過しており、社会情勢や計画の進捗状況等により、見直す必要があります。
2　昭和６１年に竣工した東清掃センターは、稼働後２４年が経過しており、適正な維持管理が行われているものの、設備の老朽化が進んでいることから、今後、長期稼働に向けた延命化対策を検討する必要があります。

3　西清掃センターが平成２２年３月末をもって閉鎖したことから、同センターの解体撤去及び跡地利用などについて計画的に行う必要があります。

4　平成元年度より供用開始されている小畔の里クリーンセンターは既に８４％以上が埋立終了しているため、今後の最終処分方針を検討し、第二期工事の必要性などについて検討する必要があります。

5　将来的にも安定したごみの適正処理を推進していくため、また、ごみの排出抑制や再生利用の推進及び排出量に応じた負担の公平化を進めていくためにも、ごみの有料化について検討する時期にきていると考えられます。

以上のような状況を踏まえ、今後も適正な廃棄物行政を推進していく必要があることから、本計画の必要な事項について見直しを行い、将来的にも適正な一般廃棄物の処理を推進するとともに、ごみの減量化・資源リサイクル活動の推進等を目標として「循環型社会[※1]の構築」を目指すものとします。

※1　循環型社会：「製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」を言います。（循環型社会形成推進基本法第２条）

1 － 2
前回計画の達成状況

本市では平成８年度に廃棄物処理法第６条第１項の規定に基づき、「川越市一般廃棄物処理基本計画」を策定しており、平成１３年３月には、社会状況やライフサイクルの変化に伴い、ごみ処理事情が変わってきたことから、本計画の見直しを行いました。

その後、人口の伸びの鈍化により、ごみの排出量が、計画の予測値を大きく下回ってしまったため、平成１６年度に計画の見直しを行いました。その計画の中で、平成９年度に対する、平成２２年度の目標として、１人１日当たりのごみ排出量を約５％削減すること、リサイクル率を約１８％から、２５％以上に向上させること、及び最終処分量を約５０％削減することを掲げると共に、地球温暖化などの環境問題や資源保護などのために、ごみ減量・資源化を早急に進め、資源が循環する社会の実現を目指しています。この実現に向け、各種資源の分別回収、ごみ処理における資源の効率的な回収、買い物でのマイバッグ持参など、様々なごみ減量・リサイクル施策を展開しているところです。

なお、目標の達成状況ですが、１人１日当たりのごみ排出量に関しては、基準年度である平成９年度と比較して、平成２１年度が１１％削減となっており、既に目標値を上回っております。

次に、リサイクル率に関しては、平成２１年度が２５．０９％となっており、平成９年度と比較して、２５％以上という目標値を達成している状況です。

最終処分量については、平成２１年度が５，９００ｔとなっており、平成９年度の１５，０９４ｔと比較して、平成１９年度に約５０％削減の目標を達成し、平成２１年度には６１％減になり、目標値を上回っております。

ごみ処理経費としては、平成２１年度において、ごみ１ｔ当たりの処理経費は３６，４０６円、１人当たりのごみ処理費用は１２，３３３円となっています。

平成９年度のごみ１ｔ当たり３７，７０５円、１人当たり１２，０６４円であったことと比較して、市民１人当たりのごみ処理費用は約２％増加しています。ごみ１ｔ当たりの処理経費は約３％削減されております。

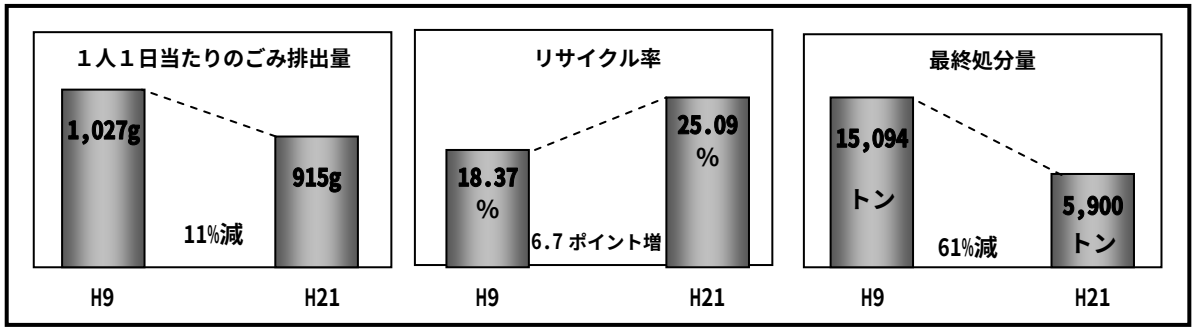
１人１日当たりのごみ排出量
1,027g
915g
11%減
H9
H21
リサイクル率
18.37 %
25.09 %
6.7 ポイント増
H9
H21
最終処分量
15,094 トン
5,900 トン
61%減
H9
H21

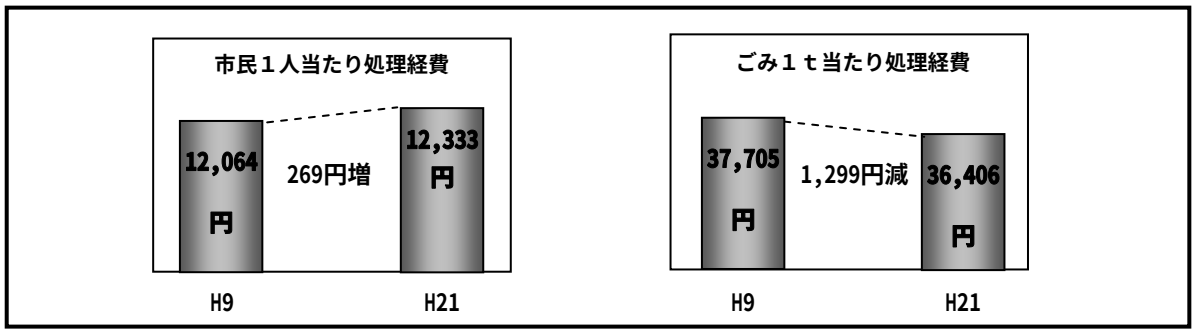
市民１人当たり処理経費
12,064 円
12,333 円
269円増
H9
H21
ごみ１ｔ当たり処理経費
37,705 円
36,406 円
1,299円減
H9
H21

1 － 3
計画の位置づけ

本計画の位置づけと他の法令・計画等の関係を次に示します。また、本計画に関係する法令の概要については表1-3-1に示すとおりです。

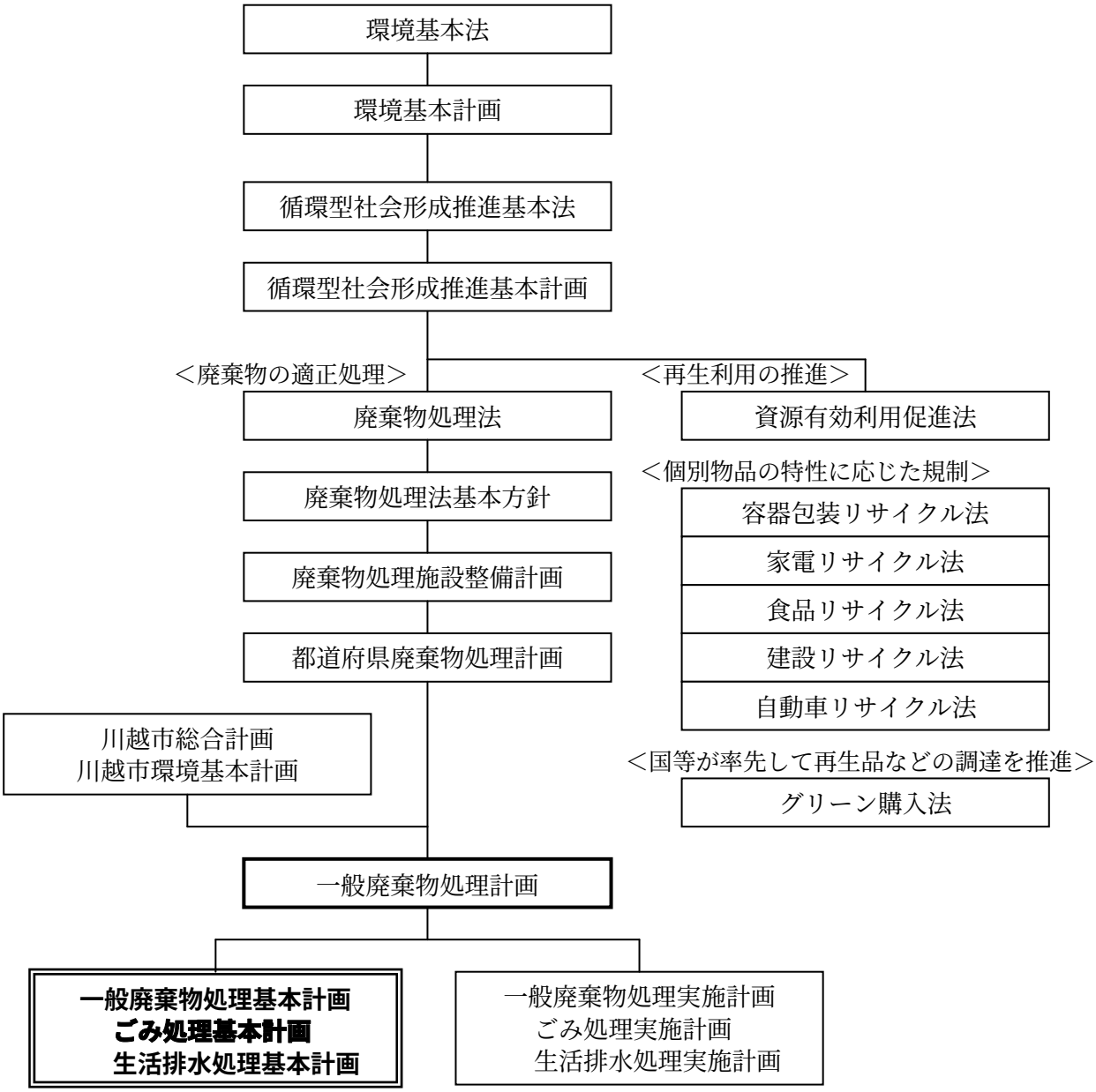

図1-3-1 計画の位置づけ

表1-3-1 本計画に関係する法令の概要

法令名称	制定年度	概　　要
環境基本法	平成5年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成12年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）	昭和45年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理（分別、保管、収集、運搬、処分、再生等）を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）	平成3年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取組を中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）	平成7年度	家庭等から排出されるごみの大半（容積比約６０％）を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）	平成10年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務づけることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。当面、対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成21年4月1日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）	平成12年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	平成12年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）	平成14年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）	平成12年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、情報提供その他の環境物品等への需要の転換の促進を図る。

1 － 4
計画目標年度

本計画は平成２３年度を策定年度とし、平成３７年度までの１５年間を計画期間とします。

さらに、計画の進捗状況を把握し、計画見直しを適切に実施していくため、目標年度として平成２７年度及び平成３２年度を設定します。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、おおむね５年ごとに改訂するとともに、法制度や社会状況等に大きな変化が起きた場合には、本計画で掲げた数値目標や重点施策などについての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果などについても定期的に検討し、必要に応じ新たな対応を講じていくものとします。

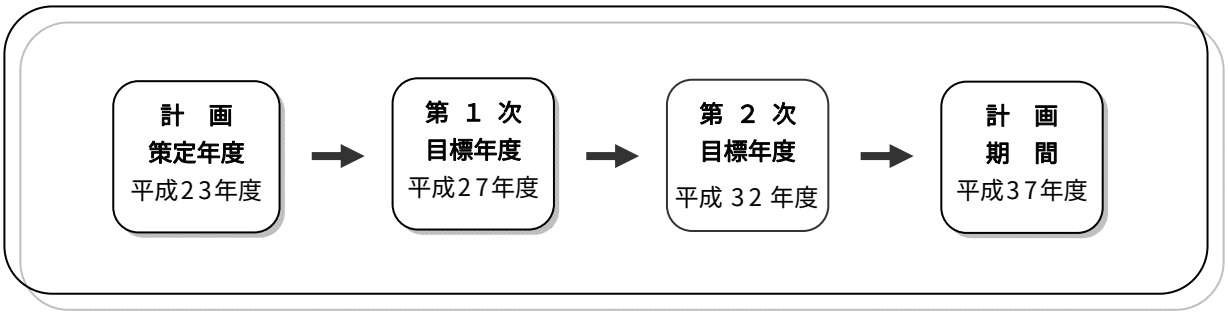

1 ー 5

計画の点検、見直し、評価

一般廃棄物処理計画は、資源循環に係わる様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。これらの目標を達成するため、計画の各段階において進捗状況を点検・評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、環境を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要と考えられます。

そのため、計画の進捗状況を各施策ごとに毎年点検するものとします。

点検は、各年度における数値目標の進捗状況の分析・評価を行い、問題点について整理します。これにより、次年度に向けた事業の課題を明確に把握し、次年度の取り組みに反映させるとともに、必要に応じて基本計画及び実施計画の見直しを行うものとします。また、市民や事業者の取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても検討していくものとします。

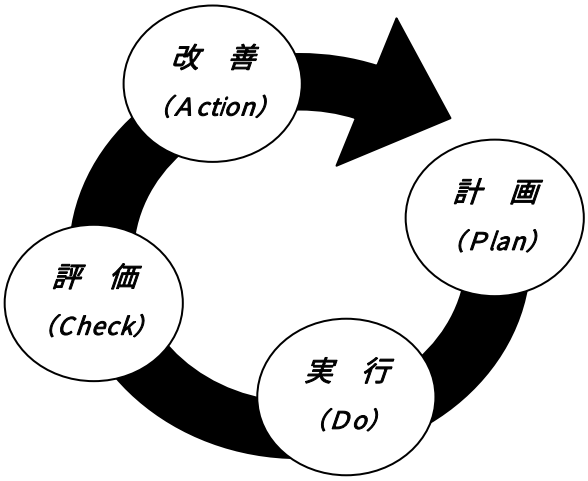

図1-5-1　一般廃棄物処理計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

年度毎の点検内容	
個別施策	計画全体
・具体的な取り組み （市民・事業者・行政） ・進捗状況の把握 ・進捗状況の評価 ・次年度の目標と課題	・重点施策等の検討 ・関連事業、計画との連携 ・国、県、近隣市町との連携

2 － 1

地域の概要

1　人口の概況

本市は、大正１１年に埼玉県内で初めて市制を施行し、昭和３０年には隣接する９村を合併し現在の市域となり、平成１５年には埼玉県内で初めて中核市に移行しました。

本市の人口は、以下に示すとおり増加傾向にありますが、１世帯当たりの人口は年々減少しつつあります。

表2-1-1　本市における人口及び世帯数の実績（各年１０月１日現在）

区分 年度	人口 (人)	男性 (人)	女性 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり人口 (人/世帯)
昭和 30 年	104,612	51,551	53,061	19,829	5.28
昭和 35 年	107,523	52,965	54,558	21,552	4.99
昭和 40 年	127,155	63,574	63,581	29,145	4.36
昭和 45 年	171,038	86,810	84,228	44,610	3.83
昭和 50 年	225,465	114,704	110,761	63,076	3.57
昭和 55 年	259,314	132,572	126,742	76,080	3.41
昭和 60 年	285,437	145,644	139,793	85,450	3.34
平成 2 年	304,854	155,822	149,032	97,332	3.13
平成 7 年	323,353	164,351	159,002	109,205	2.96
平成 12 年	330,766	167,514	163,252	117,986	2.80
平成 17 年	333,795	168,943	164,852	125,112	2.67
資料：国勢調査より					
〈参考〉 平成 22 年 (10 月 1 日現在)	342,318	172,070	170,248	141,196	2.42

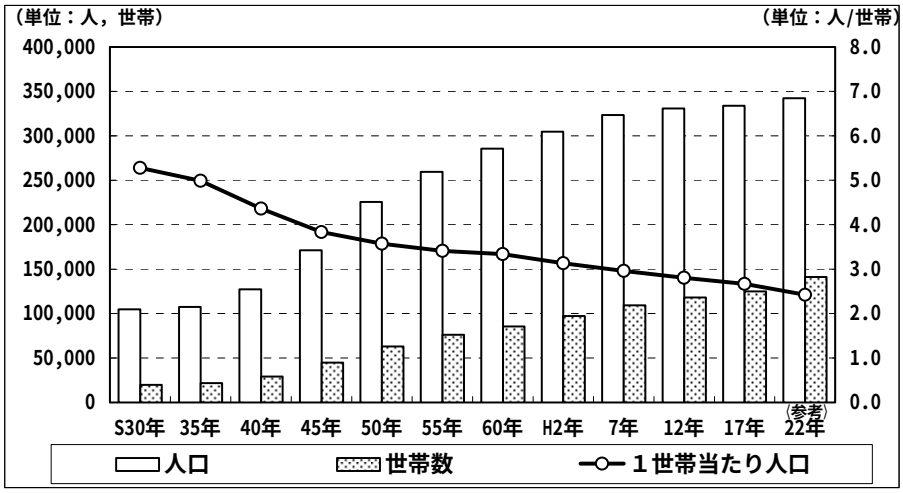

図2-1-1　本市における人口及び世帯数の実績

2　年齢別人口

年齢別人口については図2-1-2に示すとおりです。

平成２１年度における本市の年齢別人口は、男性は３５～３９歳が、女性では６０～６４歳が最も多くなっていますが、男女ともに３５～３９歳前後及び６０～６４歳前後に集中する傾向があります。

また、一般的に６５歳以上の人口が７％を超えた社会を「高齢化社会」と呼び、１４％を超えた社会を「高齢社会」と呼びますが、本市では０～１４歳までの年少人口が市全体の約１３．３％、１５～６４歳までの生産年齢人口は約６６．２％であり、６５歳以上の老年人口は約２０．５％となるため、既に高齢社会となっていると考えられます。

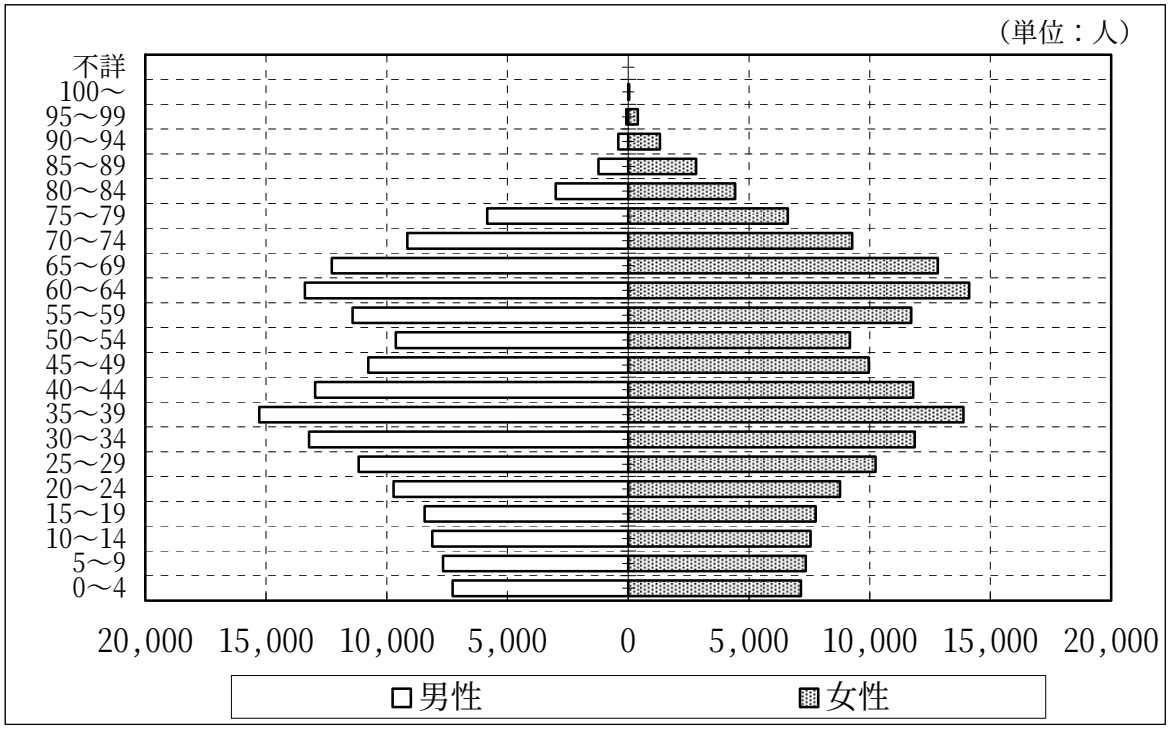

資料：統計資料より（平成22年3月1日現在）

図2-1-2　本市における年齢別人口の実績

３　産業の概況

本市の工業は、交通条件の優れた立地条件を背景に、年間製造品出荷額等においては平成２０年で８，６４７億円と県内２位になっています。一般機器具及び化学工業製品がその大半を占めています。

また、古くから商人のまちとして知られる本市は、卸売・小売業の割合も高く、平成１９年の年間商品販売額が７，４２０億円で県内第５位となっています。

本市の農業は、平成１８年の農業算出額が７８．６億円で県内４位となっており、主な生産作物には、かぶ・チンゲンサイ・えだまめがあり、それぞれ県内１位の収穫量があります。

また、市内には歴史・文化を生かした観光スポットが多数あることから、年間６２７万人(平成２１年)もの観光客が訪れる観光地となっています。

表2-1-2 本市における産業別就業者数の概要

産業分類	就業者数（人）	構成比	産業分類（大分類）	就業者数（人）	構成比
第一次産業	3,375	2.3%	農林漁業	3,375	2.3%
第二次産業	40,916	27.9%	鉱業	6	0.0%
			建設業	12,272	8.4%
			製造業	28,638	19.5%
第三次産業	96,368	65.7%	電気･ガス･熱供給･水道業	675	0.4%
			情報通信業	2,604	1.8%
			運輸業	7,612	5.2%
			卸売・小売業	27,566	18.8%
			金融・保険業	3,299	2.2%
			不動産業	2,065	1.4%
			飲食店・宿泊業	6,727	4.6%
			医療・福祉	12,967	8.8%
			教育・学習支援業	7,420	5.1%
			複合サービス事業	997	0.7%
			サービス業(他に分類されないもの)	19,875	13.6%
			公務	4,561	3.1%
分類不能	5,988	4.1%	分類不能	5,988	4.1%
総　　計	146,647	100.0%	総　　計	146,647	100.0%

資料：総務省「国勢調査報告」(平成17年）より

注：産業分類は平成17年国勢調査抽出速報集計を参考に、第一次産業を「農業」「林業」「漁業」とし、第二次産業を「鉱業」「建設業」「製造業」、第三次産業はそれら以外の産業として集計しました。

４　将来計画等の概況

本市の都市計画については、第三次総合計画において、「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち」の実現にむけて取り組んでいます。平成２１年７月には川越市都市計画マスタープランを改定し、市民・事業者・市が目指すべき将来都市像を共有し、協働によるまちづくりを行うこととし、将来都市像を「豊かな自然と暮らしやすさを創造する　美しいまち　川越」と定め、３つの共存・共生を目指す都市づくりの目標を次のように定めています。

【 まちづくりの基本目標 】

〇住と文化と職が共存・共生するまちづくり

〇都市と集落が共存・共生するまちづくり

〇歴史・自然と活力が共存・共生するまちづくり

本市では、三駅（川越駅・本川越駅・川越市駅）周辺地区から北部市街地に至る南北に長い中心市街地を「都心核」と位置づけるとともに、霞ケ関・南大塚・新河岸・南古谷の各駅を中心とした生活圏域の中心地を「地域核」、的場・笠幡・鶴ヶ島・西川越の各駅及び安比奈線新駅を中心とする地域核を補完する生活拠点を「生活核」、川越狭山工業団地、富士見工業団地、川越工業団地を「産業拠点」と位置づけることにより、都市生活の利便性を高めるとともに、都市活動・交流の場として、それぞれの機能を連携させることによって、計画的な市街地を整備していくものとしています。

3－1 ごみ処理の現状

本市ではごみを９分別として収集しており、資源化センターでは「びん・かん」「その他プラスチック製容器包装」及び「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」の一部を処理し、東清掃センターでは「ペットボトル」及び「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」の一部の処理を行っています。

また、「紙類」及び「布類」については、それぞれ資源化処理業者で資源化処理を行っています。

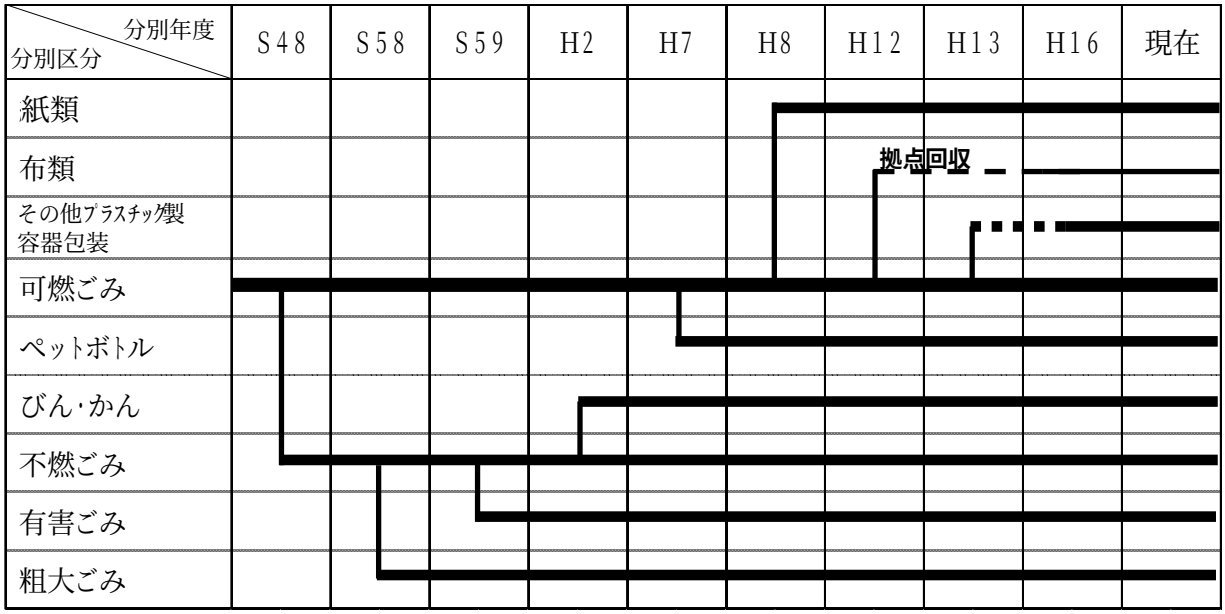

図3-1-1　収集区分の推移

1　処理対象ごみ

処理の対象となる一般廃棄物は、本市のごみ処理方法等により区分しています。

（1）　ごみの種類による区分

家庭から排出されるごみは、大きく分けて「可燃ごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「その他プラスチック製容器包装」「びん・かん」「ペットボトル」「有害ごみ（水銀含有ごみ）」「紙類」「布類」に区分しています。

本市におけるごみの分別区分及び収集頻度を表3-1-1に示します。

表3-1-1　ごみの分別区分及び収集頻度の概要（平成22年10月現在）

<table>
<tr><th>ごみの区分</th><th>収集回数</th><th>主な収集品目</th><th>排出方法</th><th>収集方式</th><th>収集主体</th></tr>
<tr><td>可燃ごみ</td><td>2回/週</td><td>生ごみ、プラスチック製品、皮革製品、草木類など</td><td>白色半透明袋または無色透明袋で排出する。
草木類は長さ50cm未満に切り、ひもでしばる。</td><td rowspan="7">ステーション方式</td><td>直営
委託(6業者)</td></tr>
<tr><td>その他プラスチック製容器包装</td><td>1回/週</td><td>プラマークの付いたボトル類、カップ・パック類、網・ネット類、ポリ袋・ラップ類、緩衝材類、トレイ類、フタ類、チューブ類など</td><td rowspan="3">フタを外して中身を洗い、白色半透明袋または無色透明袋で排出する。
びんとかんは同じ袋に入れて排出できる。</td><td>直営
委託(4業者)</td></tr>
<tr><td>びん・かん</td><td rowspan="2">1回/2週</td><td>飲食料品・化粧品のびん及び飲料用・缶詰・スプレーのかん</td><td rowspan="5">委託(2業者)</td></tr>
<tr><td>ペットボトル</td><td>PETマークの付いた清涼飲料水・酒類・しょうゆ・めんつゆなどのペットボトル</td></tr>
<tr><td>不燃ごみ</td><td>1回/4週</td><td>金属製品、ガラス製品、陶磁器、おおむね50cm未満の家電製品、自転車など</td><td>白色半透明袋または無色透明袋で排出する。
割れもの、ガラス、電球などは紙等に包み、品目名を記入して透明袋に入れる。</td></tr>
<tr><td>有害ごみ
(水銀含有ごみ)</td><td>1回/4週</td><td>乾電池、水銀体温計、蛍光管、水銀血圧計など</td><td>乾電池・水銀体温計は、市指定の保管袋に入れる。
蛍光管は購入時のケースに入れて排出する。
水銀血圧計は有害ごみと表示して排出する。</td></tr>
<tr><td>粗大ごみ</td><td>随　時</td><td>木製の家具類、じゅうたん、電子レンジ、最大辺が50cm以上の家電製品など</td><td>電話申し込みにより戸別収集する。
(予約制)</td><td>リクエスト収集
(有料)</td><td>直営</td></tr>
<tr><td>紙類</td><td>1回/月</td><td>新聞紙、雑がみ、段ボール、紙パック</td><td>それぞれの品目毎に分けて、ひもでしばる。</td><td>ステーション方式</td><td>直営
委託(3業者)</td></tr>
<tr><td>布類</td><td>2回/年</td><td>衣類、下着類、毛布・タオル・シーツなど</td><td>白色半透明袋または無色透明袋で排出する。</td><td>拠点回収</td><td>委託</td></tr>
</table>

（2）　収集・処理できないごみ

本市では、産業廃棄物や「家電リサイクル法」の対象品目(テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)、「資源有効利用促進法」の対象品目(パソコン)及び特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物等は、収集及び処理を行っていません。

本市で受け入れていないごみの種類を表3-1-2に示します。

表3-1-2　本市では収集・処理できないごみの概要

ごみ種	収集対象外の廃棄物	排出方法
適正処理困難物	バイク（50cc以上）など	購入先または専門業者に相談して処理する。
	農薬など	
特殊耐圧容器	消火器	販売店または専門業者に処理を依頼する。
資源物	二次電池（充電式電池）	販売店等の回収ボックスへ排出する。
医療系ごみ	注射器、注射針など	病院・医療機関に返却する。
家電リサイクル法の対象品目	テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	買い換え時に販売店に引き取りを依頼するか専門業者に処理を依頼する。
資源有効利用促進法の対象品目	パソコン（ノート型、デスクトップ型本体・ディスプレイ）	製造メーカーに引き取ってもらうか、パソコン３Ｒ推進協会等に問い合わせる。
産業廃棄物	産業廃棄物	専門業者に相談する。

2　処理対象区域

本市の行政区域全域がごみ処理対象区域となります。

3　収集・運搬の現状

（1）　収集対象区域

本市の行政区域全域が収集対象区域となります。

（２）　収集対象ごみ

収集対象ごみは、家庭系一般廃棄物のみです。

（３）　ごみの分別排出方法

本市が指定するごみの分別基準に従って所定のステーションに排出します。

（４）　ごみの収集方法

原則的にステーションで収集し、「粗大ごみ」は電話予約によるリクエスト収集方式で戸別収集し、「布類」は拠点で回収しています。

（５）　ごみの収集頻度

ごみの収集頻度については表3-1-1(p.14)に示すとおりです。

（６）　収集・運搬

収集・運搬業務については、「びん・かん」「ペットボトル」「不燃ごみ」及び「有害ごみ」を民間委託によって収集しています。また、「粗大ごみ」は本市直営により、「可燃ごみ」「その他プラスチック製容器包装」「紙類」については本市直営及び民間委託にて収集しています。

収集・運搬対象となる家庭系ごみの過去５年間の推移は次に示すとおりです。

表3-1-3　収集・運搬量の実績（単位：ｔ/年）

区分＼年度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
可燃ごみ		60,664	61,198	60,366	61,057	59,905
可燃ごみ（ふれあい収集）		38	53	58	66	68
不燃･有害ごみ		3,801	3,687	3,193	3,057	2,806
粗大ごみ		219	207	215	212	226
資源ごみ	びん	2,639	2,569	2,475	2,421	2,421
	かん	1,510	1,339	1,337	1,206	1,086
	ペットボトル	1,007	1,033	952	992	1,082
	その他プラスチック製容器包装	4,523	4,494	4,425	4,286	4,191
	紙類	7,075	6,742	5,429	4,661	4,302
	布類（拠点回収）	113	103	110	113	113
合　計		81,591	81,424	78,559	78,070	76,199

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある。

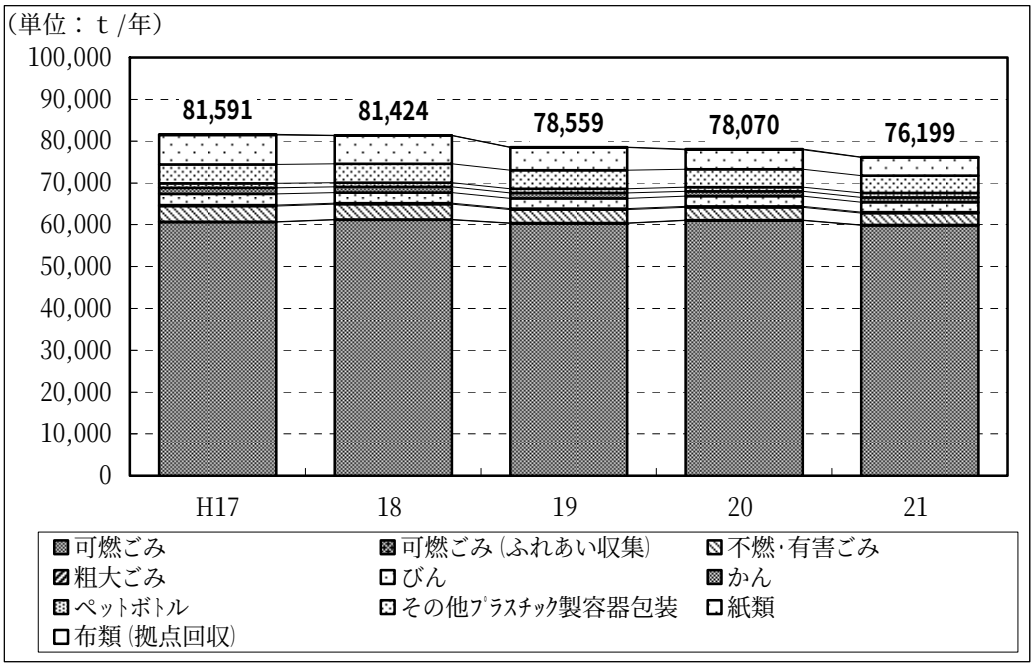

図3-1-2　収集・運搬量の推移

4　中間処理の現状

本市の中間処理は、東清掃センターと資源化センターの２施設で処理を行っています。

西清掃センターは平成２２年３月末に稼動停止し、新たに資源化センターが平成２２年４月から稼動しています。

資源化センターは、溶融設備や発電設備を備えた熱回収施設、資源ごみ（び

ん・かん、その他プラスチック製容器包装、不燃ごみ、粗大ごみなど）の資源化を行うリサイクル施設、剪定枝や刈草などを資源化する草木類資源化施設など、複合的な施設として建設されました。

各センターで処理するごみ処理区分は表3-1-4のとおりです。

表3-1-4　中間処理施設におけるごみ処理種別

区分 施設名	可燃ごみ	不燃ごみ 有害ごみ	びん かん	ペット ボトル	その他 ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製 容器包装	粗大ごみ
東清掃センター	○	○	×	○	×	○
資源化センター	○	○	○	×	○	○

ごみ種別の処理量は以下に示すとおりです。

なお、紙類と布類は、収集後に直接民間業者の施設で資源化しているため、処理量に含まれません。

表3-1-5　本市中間処理施設でのごみ種別処理量（単位：ｔ/年）

区　分		平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
市処理施設	可燃ごみ	90,667	92,907	91,481	90,749	89,172
	不燃･有害ごみ	5,160	5,009	4,483	4,229	3,922
	かん･ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ	2,573	2,418	2,336	2,240	2,206
	びん	2,875	2,808	2,695	2,640	2,600
	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	942	939	919	920	984
	粗大ごみ	221	208	215	212	226
外部委託	可燃ごみ	328	0	0	0	0
	その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	3,581	3,555	3,506	3,366	3,207
合　計		106,347	107,844	105,635	104,357	102,317

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある。

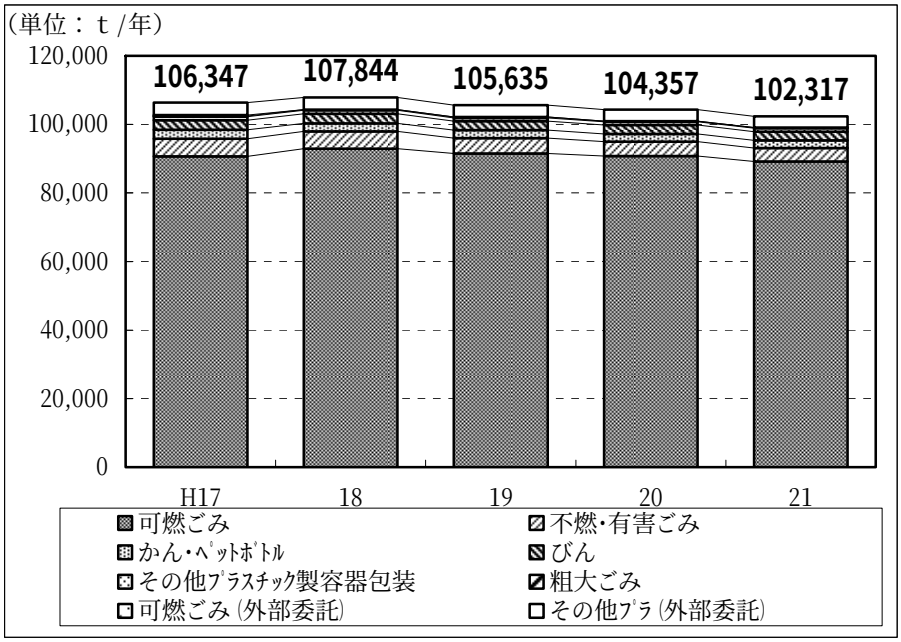

図3-1-3　中間処理量の推移

中間処理施設の概要は、以下に示すとおりです。

表3-1-6　川越市東清掃センターの概要

施設名称		川越市東清掃センター
所 在 地		埼玉県川越市芳野台２丁目８番地１８
敷地面積		約 10,400 ㎡
主要建物		焼却施設　工場棟　建築面積 1,874 ㎡　延床面積 3,968 ㎡ 管理棟　建築面積　379 ㎡　延床面積　662 ㎡ リサイクル施設　工場棟　建築面積 1,754 ㎡　延床面積 2,978 ㎡ 管理棟　建築面積　327 ㎡　延床面積　905 ㎡
竣工年月		焼却施設：昭和 61 年 11 月（排ガス高度処理：平成 16 年 2 月） リサイクル施設：平成 5 年 3 月
焼却施設	処理能力	140ｔ/日（70ｔ/24h×２炉）
	処理方式	全連続式焼却炉（ストーカ炉）
	建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造　地上３階建て
	余熱利用	場内給湯及び暖房
	煙突高さ	59m
リサイクル施設	処理能力	60ｔ/日　不燃ごみ　30t/5h 資源ごみ　30t/5h
	建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造　地上２階建て
	主要設備	破砕機、磁選機、風力選別装置、金属造粒機、アルミ選別機、供給コンベヤ、破袋機、手選別コンベヤ、ペットボトル圧縮機、再生展示室

表3-1-7　川越市資源化センターの概要

施設名称		川越市資源化センター
所 在 地		埼玉県川越市大字鯨井７８２番３
敷地面積		約 105,000 m^2
主要建物		熱回収施設　建築面積 7,228 m^2　延床面積 13,919 m^2 リサイクル施設　建築面積 4,434 m^2　延床面積 8,281 m^2 ストックヤード　延床面積 1,495 m^2 草木類資源化施設　延床面積 1,926 m^2 環境プラザ　建築面積 2,418 m^2　延床面積 4,345 m^2
竣工年月		平成22年3月
熱回収施設	処理能力	265ｔ/日（132.5ｔ/24h×２炉）
	処理方式	流動床式ガス化溶融方式
	建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 地上５階建て
	発電設備	蒸気タービン（定格出力 4,000kW）
	煙突高さ	90m
リサイクル施設	処理能力	53ｔ/日　不燃ごみ 8.4ｔ/5h 粗大ごみ 0.9ｔ/5h びん・かん 22.4ｔ/5h その他ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装 21.3ｔ/5h
	建物構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造　地上４階建て
		ストックヤード：鉄骨造平屋建て
	主要設備	破砕機、可燃不燃選別機、びん・缶手選別コンベヤ、缶類磁選機・アルミ選別機、金属プレス機、その他プラ容器機械式選別機、圧縮梱包機
草木類資源化施設	処理能力	6.1ｔ/日
	処理対象	せん定枝、刈草
	処理方式	破砕処理方式
	建物構造	鉄骨造平屋建て
環境プラザ	愛　　称	つばさ館
	概　　要	施設管理エリア 情報展示ホール、家具再生工房、自転車再生工房、活動交流室、情報資料コーナー、リサイクル体験工房、研修室

5　最終処分の現状

中間処理施設で処理されたごみの残さは、セメント原料等に一部を有効利用し、残りの残渣は埼玉県環境整備センター及び小畔の里クリーンセンターにおいて埋立処分を行っています。

最終処分場の過去５年間の推移と施設の概要は次のとおりです。

表3-1-8　最終処分の実績（単位：ｔ/年）

年度 施設名	平成１７年度	平成１８年度	平成１９年度	平成２０年度	平成２１年度
埼玉県環境整備センター	3,961	3,624	3,632	3,227	2,564
小畔の里クリーンセンター	5,123	4,418	3,564	4,221	3,336
埋立合計	9,084	8,042	7,196	7,447	5,900
資源化量	5,068	5,851	6,587	6,107	5,624
処理残さ合計	14,152	13,893	13,783	13,555	11,525

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の合計と一致しない場合がある。

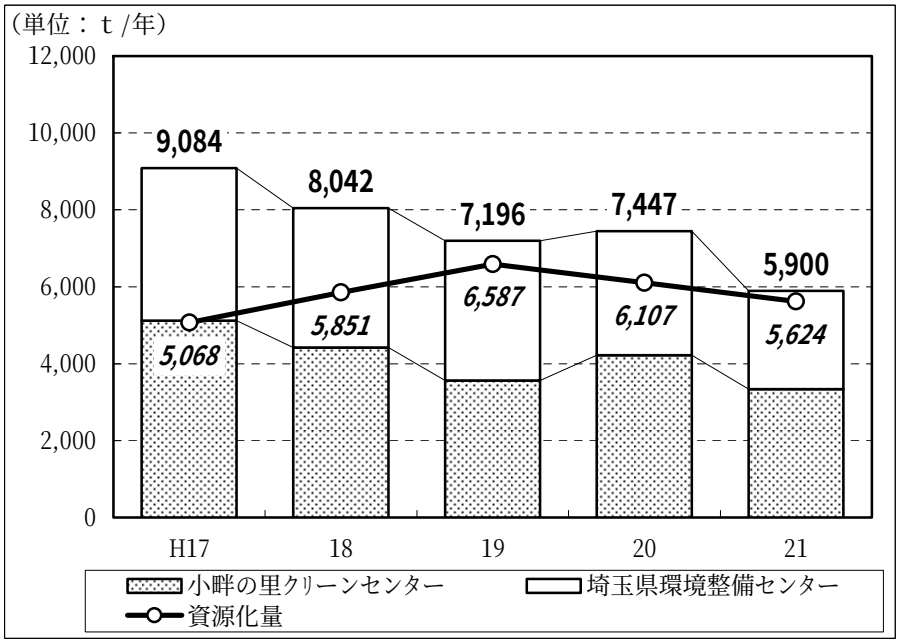

図3-1-4　最終処分量の推移

表3-1-9　最終処分場の概要

施設名称		川越市小畔の里クリーンセンター
所 在 地		埼玉県川越市大字平塚新田１６０番地
事業主体		川越市
事業面積		約 98,000 m^2
建設工期		着工：昭和62年10月2日 竣工：平成元年3月15日
埋立処分場の概要	埋立面積	39,000 m^2（第１期）
	埋立容量	210,000 m^3（第１期）
	埋立期間	平成元年４月より埋立開始
	埋立方法	サンドイッチ工法による準好気性埋立方式
	浸出水処理	150m^3/日（調整槽＋回転円板＋凝集沈殿＋砂ろ過＋滅菌）

６　川越市のごみ処理フロー

本市におけるごみ処理の流れを図3-1-5及び図3-1-6に示します。

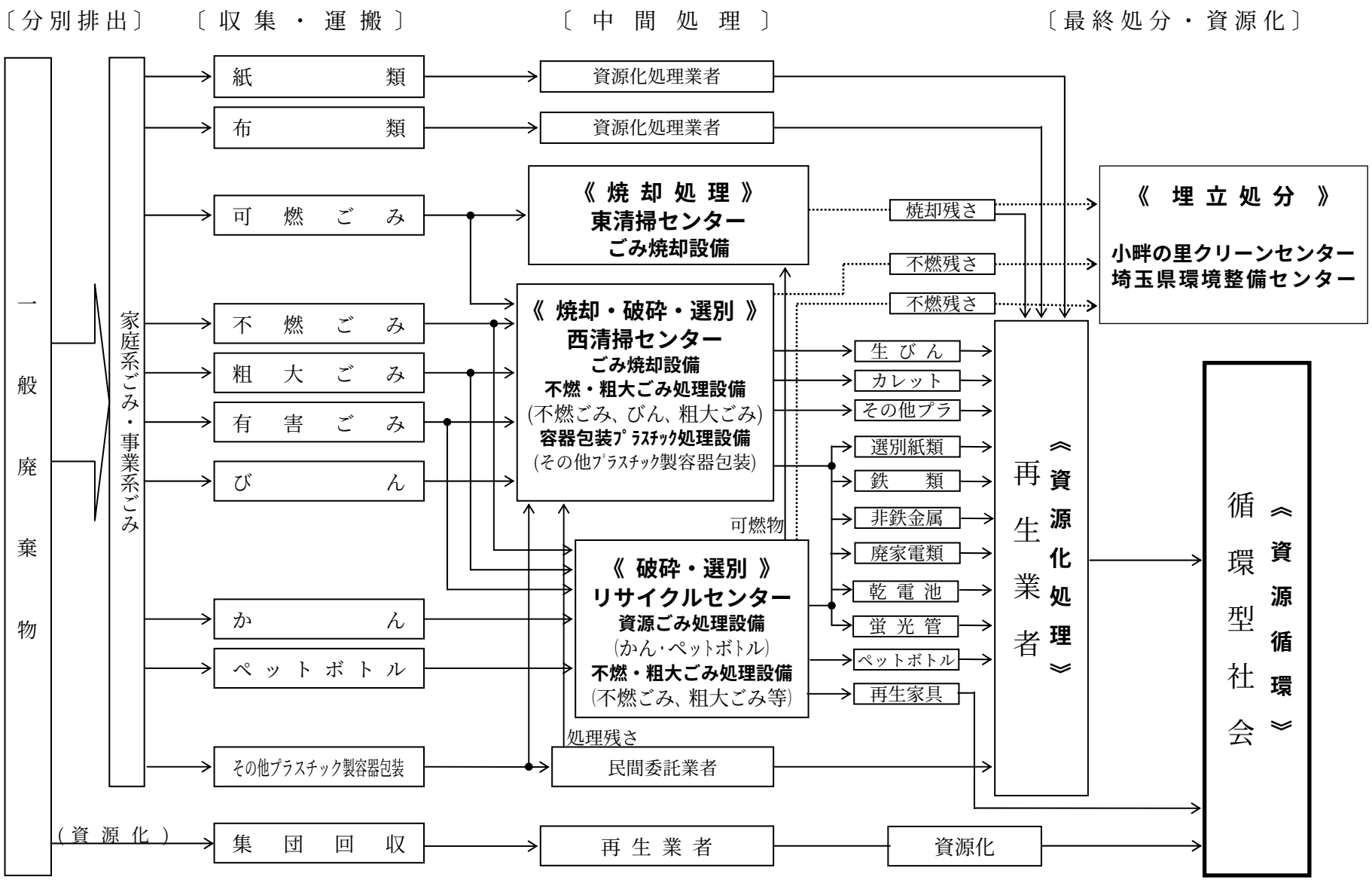

図3-1-5　ごみ処理フロー図（平成21年度まで）

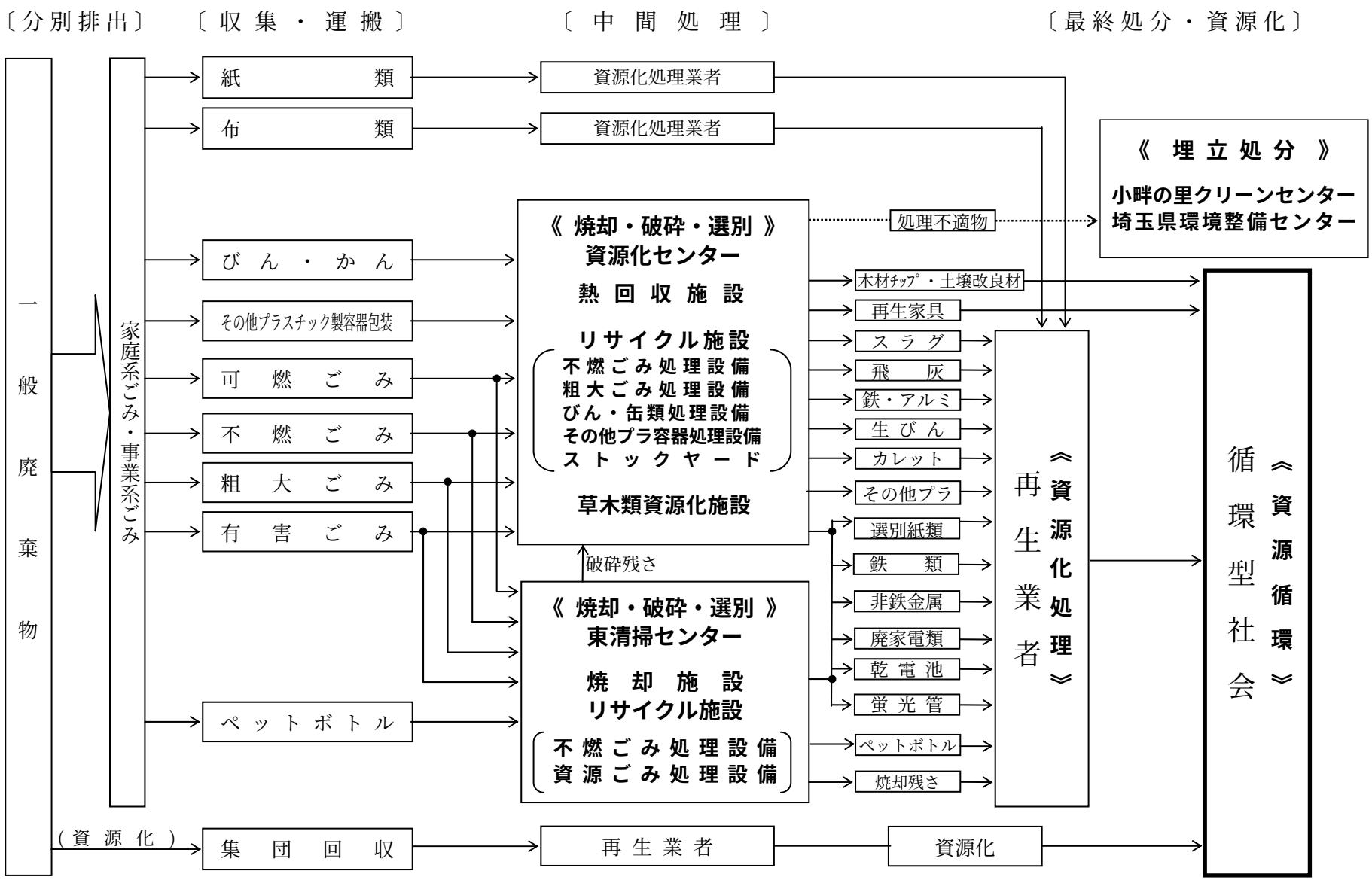

図3-1-6　ごみ処理フロー図（平成22年度以降）

7　ごみの性状

本市では、ごみ処理施設の運転管理のために、定期的にごみピット内のごみ質の調査を実施しています。

表3-1-10　東清掃センターで燃やしているごみの性状

区分		単位	H17	H18	H19	H20	H21	平均
ごみ組成（乾燥重量比）	紙　類	%	49.62	40.76	47.29	39.50	42.37	43.91
	布　類	%	4.68	13.28	3.42	3.93	4.66	5.99
	プラスチック類	%	16.22	16.04	19.46	24.71	21.91	19.67
	ゴム・皮革類	%	0.56	3.14	0.71	0.44	0.64	1.10
	草木類	%	7.19	5.01	8.99	9.08	11.04	8.26
	厨芥類	%	14.04	17.42	13.60	14.30	13.19	14.51
	金属類	%	1.69	1.49	1.49	2.06	1.49	1.64
	ガラス類	%	0.27	0.00	0.05	0.32	0.12	0.15
	セトモノ・砂類	%	0.54	0.00	0.96	1.01	0.34	0.57
	その他	%	5.19	2.86	4.03	4.65	4.24	4.19
	合　計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単位体積重量		kg/㎥	180	185	211	212	189	195
三成分	水　分	%	50.2	43.3	50.0	52.8	51.2	49.5
	灰　分	%	6.3	7.7	6.5	6.3	5.4	6.4
	可燃分	%	43.6	49.0	43.5	40.9	43.4	44.1
低位発熱量		kJ/kg	8,430	10,110	8,320	7,780	7,530	8,434

表3-1-11　西清掃センターで燃やしているごみの性状

区分		単位	H17	H18	H19	H20	H21	平均
ごみ組成（乾燥重量比）	紙　類	%	38.32	38.45	40.19	48.41	44.65	42.00
	布　類	%	11.27	7.74	12.59	5.67	9.20	9.29
	プラスチック類	%	16.78	21.71	19.03	23.72	19.65	20.18
	ゴム・皮革類	%	0.74	0.52	0.80	2.30	1.08	1.09
	草木類	%	11.15	9.88	7.78	5.66	9.35	8.76
	厨芥類	%	13.82	15.29	13.85	8.34	11.78	12.62
	金属類	%	1.49	1.90	0.64	2.43	0.97	1.49
	ガラス類	%	0.74	0.02	0.90	0.45	0.05	0.43
	セトモノ・砂類	%	3.34	2.45	2.08	0.09	2.05	2.00
	その他	%	2.35	2.04	2.14	2.93	1.22	2.14
	合　計	%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
単位体積重量		kg/㎥	180	168	194	191	190	185
三成分	水　分	%	50.9	48.4	51.3	44.5	50.1	49.0
	灰　分	%	6.8	6.5	5.9	15.4	6.0	8.1
	可燃分	%	42.3	45.1	42.8	40.1	43.9	42.8
低位発熱量		kJ/kg	7,900	9,240	9,700	9,720	8,390	8,990

東清掃センター及び西清掃センターの三成分では、水分が比較的多くなっています。水分は厨芥類（生ごみ）に特に多く含まれています。

ごみ組成（乾燥重量）においては、厨芥類は約１４％程度となっていますが、ごみの排出時は水分を含んだままの状態であるため、比較的大きな割合を占めていると考えられます。

８　ごみの処理経費

本市における建設改良費を除いたごみの処理経費を以下に示します。

平成２１年度において、ごみ１ｔ当たりの処理経費は３６，４０６円、１人当たりのごみ処理費用は１２，３３３円となっています。

なお、建設改良費を除いたごみ処理経費の全国平均では、ごみ１ｔ当たりの処理経費は３８，００５円、１人当たりのごみ処理費用は１１，８１５円となっており、埼玉県下の市町村平均では、ごみ１ｔ当たりの処理経費は３７，４７２円、１人当たりのごみ処理費用は１１，５０７円となっています。（環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より算出。）

表3-1-12　ごみ処理経費の推移（単位：千円）

項目			年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
処理費	人件費			1,139,709	1,166,428	1,268,453	1,256,137	1,184,113
		一般職		－	－	308,666	311,268	272,876
		収集運搬		－	－	718,172	690,537	654,297
		中間処理		－	－	195,603	213,767	217,878
		最終処分		－	－	46,012	40,565	39,062
	処理費			990,656	1,014,101	1,034,847	935,971	674,812
		収集運搬費		35,837	46,316	54,135	82,690	65,199
		中間処理費		930,031	945,313	927,108	807,170	572,991
		最終処分費		24,788	22,472	53,604	46,111	36,622
	車両等購入費			54,810	30,345	1,003	0	28,644
	委託費			1,941,325	2,155,587	2,136,490	2,095,319	2,092,500
		収集運搬費		901,591	911,382	925,755	945,523	967,563
		中間処理費		702,343	873,856	1,118,404	1,064,572	1,028,375
		最終処分費		337,391	370,349	92,331	85,224	92,183
		その他		0	0	0	0	4,379
その他				157,256	3,568	18,147	61,009	146,840
合　計				4,283,756	4,370,029	4,458,940	4,348,436	4,126,909
収集・運搬経費				937,428	957,698	1,698,062	1,718,750	1,687,059
中間処理経費				1,632,374	1,819,169	2,241,115	2,085,509	1,819,244
最終処分経費				362,179	392,821	191,947	171,900	167,867
その他(分けられないものを含む)				1,351,775	1,200,341	327,816	372,277	452,739
合　　計				4,283,756	4,370,029	4,458,940	4,348,436	4,126,909
総ごみ排出量　　（ｔ）				121,651	123,179	119,486	117,050	113,358
ごみ１ｔ当り処理経費（円／ｔ）				35,213	35,477	37,318	37,150	36,406
人　　口　　（人）				328,114	328,497	329,428	331,728	334,633
人口１人当り処理経費（円／人）				13,056	13,303	13,535	13,108	12,333

※一般廃棄物処理実態調査人口は外国人登録人口を含めません。
※表中のごみ処理経費は施設の建設改良費を除いたものです。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より抜粋

3 － 2

ごみ発生量及びごみ処理量の見込み

計画目標年度におけるごみの発生量及び処理量の見込みについては、将来人口の予測や、排出抑制及び資源化施策によるごみの減量化や資源物量の変動等を勘案するため、ごみの種類別に定めるものとします。

1　計画収集人口の実績値と推計結果

本市の将来人口（計画収集人口）は、総合計画によって予測されています。

表3-2-1　将来人口（計画収集人口）の実績と予測結果

単位：人

年度		人口		年度		人口	
		登録人口	国勢調査			予測結果	総合計画予測値
実績値	平成１２年度	328,103	330,766	予測値	平成２２年度	341,877	341,877
	平成１３年度	329,199			平成２３年度	341,609	
	平成１４年度	330,294			平成２４年度	341,341	
	平成１５年度	331,746			平成２５年度	341,072	
	平成１６年度	332,585			平成２６年度	340,804	
	平成１７年度	332,605	333,795		平成２７年度	340,536	340,536
	平成１８年度	332,953			平成２８年度	339,471	
	平成１９年度	333,982			平成２９年度	338,406	
	平成２０年度	336,407			平成３０年度	337,341	
	平成２１年度	339,350			平成３１年度	336,276	
					平成３２年度	335,211	335,211
					平成３３年度	333,249	
					平成３４年度	331,287	
					平成３５年度	329,324	
					平成３６年度	327,362	
					平成３７年度	325,400	325,400

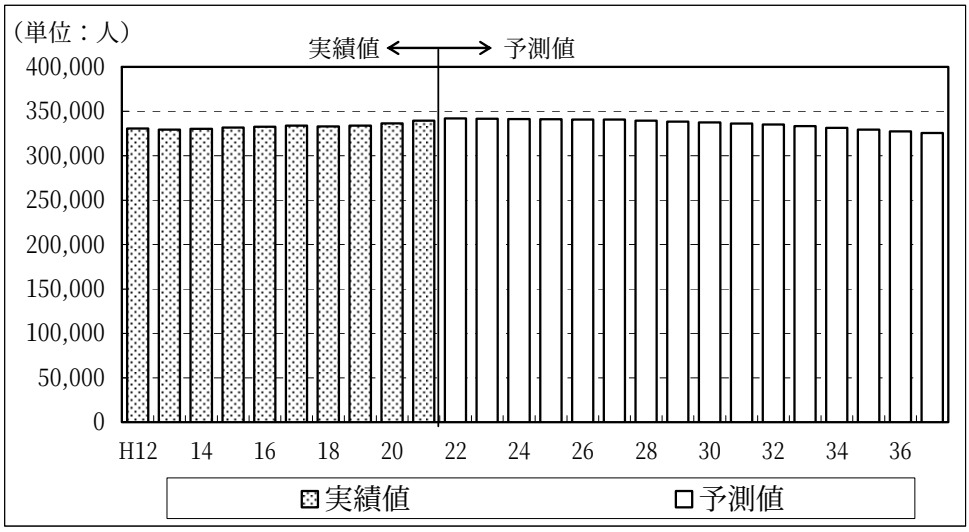

図3-2-1　将来人口（計画収集人口）予測結果の推移

2　ごみ排出量の実績

過去５年間におけるごみ排出量の実績値は以下のとおりです。

表3-2-2　過去５年間におけるごみ排出量の実績値（年間排出量）

区分				単位	年度				
					H17	H18	H19	H20	H21
					実績値				
人口等		A　行政区域内人口		人	333,795	332,953	333,982	336,407	339,350
人口等		B　計画収集人口		人	333,795	332,953	333,982	336,407	339,350
人口等		C　自家処理人口（Ａ－Ｂ）		人	0	0	0	0	0
要処理量	家庭系	D　家庭系ごみ年間排出量		t／年	82,962	82,943	80,096	79,642	77,765
要処理量	家庭系		ア　家庭系ごみ収集量	t／年	81,591	81,424	78,559	78,070	76,199
要処理量	家庭系		(1) 可燃ごみ	t／年	60,664	61,198	60,366	61,057	59,905
要処理量	家庭系		(2) 可燃ごみ（ふれあい収集）	t／年	38	53	58	66	68
要処理量	家庭系		(3) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	3,801	3,687	3,193	3,057	2,806
要処理量	家庭系		(4) 粗大ごみ	t／年	219	207	215	212	226
要処理量	家庭系		(5) びん	t／年	2,639	2,569	2,475	2,421	2,421
要処理量	家庭系		(6) かん	t／年	1,510	1,339	1,337	1,206	1,086
要処理量	家庭系		(7) ペットボトル	t／年	1,007	1,033	952	992	1,082
要処理量	家庭系		(8) その他プラスチック製容器包装	t／年	4,523	4,494	4,425	4,286	4,191
要処理量	家庭系		(9) 紙類	t／年	7,075	6,742	5,429	4,661	4,302
要処理量	家庭系		(10) 布類（拠点回収）	t／年	113	103	110	113	113
要処理量	家庭系		イ　家庭系ごみ直接搬入量	t／年	1,371	1,519	1,537	1,572	1,567
要処理量	家庭系		(1) 可燃ごみ	t／年	571	665	663	731	766
要処理量	家庭系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	644	699	716	694	653
要処理量	家庭系		(3) 紙類	t／年	156	156	158	147	148
要処理量	家庭系	E　集団回収量		t／年	10,426	10,636	10,369	9,760	9,162
要処理量	家庭系		(1) 紙類	t／年	10,004	10,233	9,964	9,379	8,789
要処理量	家庭系		(2) 布類	t／年	316	289	285	258	250
要処理量	家庭系		(3) びん類	t／年	36	35	31	28	25
要処理量	家庭系		(4) 金属類	t／年	70	79	90	94	97
要処理量	事業系	F　事業系ごみ年間搬入量		t／年	28,265	29,600	29,021	27,649	26,430
要処理量	事業系		ウ　事業系ごみ許可業者搬入量	t／年	24,601	24,408	23,590	22,539	22,126
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	t／年	24,158	23,972	23,190	22,186	21,825
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	172	171	154	113	105
要処理量	事業系		(3) 資源ごみ	t／年	270	265	246	240	197
要処理量	事業系		エ　事業系ごみ直接搬入量	t／年	2,449	2,300	2,483	2,225	2,051
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	t／年	2,177	2,076	2,283	2,070	1,899
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	272	223	200	154	152
要処理量	事業系		オ　その他直営定時外搬入量	t／年	696	673	664	671	680
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	t／年	557	564	560	571	584
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	119	91	85	83	80
要処理量	事業系		(3) 資源ごみ	t／年	20	18	18	17	16
要処理量	事業系		カ　脱水汚泥搬入量	t／年	519	2,221	2,285	2,214	1,573
要処理量	事業系		(1) 衛生センター発生量	t／年	308	2,014	2,017	1,904	1,331
要処理量	事業系		(2) グリーンパーク発生量	t／年	211	207	267	310	242
要処理量	計	G　ごみ年間排出量		t／年	121,653	123,179	119,487	117,051	113,358
総ごみ減量化指数(H12実績:125,940ｔ/年を100とする)					97	98	95	93	90
事業系ごみ量					28,265	29,600	29,021	27,649	26,430
事業系ごみ量減量化指数(H12実績:30,014ｔ/年を100とする)					94	99	97	92	88

表3-2-3　過去５年間におけるごみ排出量の実績値（１人１日平均排出量）

区分			単位	年度				
				H17	H18	H19	H20	H21
				実績値				
人口等		A　行政区域内人口	人	333,795	332,953	333,982	336,407	339,350
人口等		B　計画収集人口	人	333,795	332,953	333,982	336,407	339,350
人口等		C　自家処理人口（Ａ－Ｂ）	人	0	0	0	0	0
要処理量	家庭系	D　家庭系ごみ年間排出量原単位	g/人日	680.94	682.49	655.26	648.63	627.84
要処理量	家庭系	ア　家庭系ごみ収集量原単位	g/人日	669.69	669.99	642.69	635.82	615.19
要処理量	家庭系	(1) 可燃ごみ	g/人日	497.92	503.57	493.84	497.25	483.64
要処理量	家庭系	(2) 可燃ごみ（ふれあい収集）	g/人日	0.31	0.43	0.48	0.54	0.55
要処理量	家庭系	(3) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	31.20	30.33	26.12	24.89	22.65
要処理量	家庭系	(4) 粗大ごみ	g/人日	1.80	1.70	1.76	1.72	1.83
要処理量	家庭系	(5) びん	g/人日	21.66	21.14	20.25	19.72	19.55
要処理量	家庭系	(6) かん	g/人日	12.40	11.01	10.93	9.83	8.76
要処理量	家庭系	(7) ペットボトル	g/人日	8.27	8.50	7.79	8.08	8.74
要処理量	家庭系	(8) その他プラスチック製容器包装	g/人日	37.13	36.98	36.20	34.91	33.83
要処理量	家庭系	(9) 紙類	g/人日	58.07	55.48	44.42	37.96	34.73
要処理量	家庭系	(10)布類（拠点回収）	g/人日	0.93	0.85	0.90	0.92	0.91
要処理量	家庭系	イ　家庭系ごみ直接搬入量原単位	g/人日	11.25	12.50	12.57	12.81	12.65
要処理量	家庭系	(1) 可燃ごみ	g/人日	4.69	5.47	5.42	5.95	6.18
要処理量	家庭系	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	5.28	5.75	5.86	5.66	5.27
要処理量	家庭系	(3) 紙類	g/人日	1.28	1.28	1.29	1.20	1.20
要処理量	家庭系	E　集団回収量原単位	g/人日	85.56	87.52	84.83	79.49	73.97
要処理量	家庭系	(1) 紙類	g/人日	82.11	84.20	81.51	76.39	70.96
要処理量	家庭系	(2) 布類	g/人日	2.59	2.38	2.33	2.10	2.02
要処理量	家庭系	(3) びん類	g/人日	0.29	0.29	0.25	0.23	0.20
要処理量	家庭系	(4) 金属類	g/人日	0.57	0.65	0.74	0.77	0.79
要処理量	事業系	F　事業系ごみ年間搬入量原単位	g/人日	232.00	243.56	237.41	225.17	213.38
要処理量	事業系	ウ　事業系ごみ許可業者搬入量原単位	g/人日	201.92	200.83	192.98	183.56	178.63
要処理量	事業系	(1) 可燃ごみ	g/人日	198.29	197.25	189.71	180.69	176.20
要処理量	事業系	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	1.42	1.40	1.26	0.92	0.84
要処理量	事業系	(3) 資源ごみ	g/人日	2.21	2.18	2.01	1.95	1.59
要処理量	事業系	エ　事業系ごみ直接搬入量原単位	g/人日	20.10	18.92	20.31	18.12	16.56
要処理量	事業系	(1) 可燃ごみ	g/人日	17.87	17.08	18.67	16.86	15.33
要処理量	事業系	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	2.23	1.84	1.64	1.26	1.23
要処理量	事業系	オ　その他直営定時外搬入量原単位	g/人日	5.72	5.54	5.43	5.46	5.50
要処理量	事業系	(1) 可燃ごみ	g/人日	4.57	4.64	4.58	4.65	4.72
要処理量	事業系	(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.98	0.75	0.70	0.67	0.64
要処理量	事業系	(3) 資源ごみ	g/人日	0.17	0.15	0.15	0.14	0.14
要処理量	事業系	カ　脱水汚泥搬入量原単位	g/人日	4.26	18.27	18.69	18.03	12.69
要処理量	事業系	(1) 衛生センター発生量	g/人日	2.53	16.57	16.50	15.51	10.74
要処理量	事業系	(2) グリーンパーク発生量	g/人日	1.73	1.70	2.19	2.52	1.95
要処理量	計	G　ごみ年間排出量原単位	g/人日	998.50	1,013.57	977.50	953.29	915.19
総ごみ量原単位減量化指数(H12実績:1,043g/人日を100とする)				96	97	94	91	88
資源回収を除く家庭系１人１日当たり排出量				541	547	533	536	520
資源回収を除く家庭系１人１日当たり排出量減量化指数(H12実績:608ｇ/人日を100とする)				89	90	88	88	86

平成２１年度では、ごみ発生量は１１３，３５８ｔとなっており、１人１日平均排出量は９１５．１９g/人日となります。

なお、本市施設に搬入されない集団回収量を除くと、それぞれ１０４，１９６ｔと８４１．２２g/人日となります。

3　ごみ排出量の予測結果

人口及びごみ量の実績値から、将来ごみ量を予測すると以下のようになります。

表3-2-4　将来ごみ排出量の予測結果（年間排出量）

区分				単位	年度 H21 実績値	H23 予測値	H27 予測値	H32 予測値	H37 予測値
人口等		A 行政区域内人口		人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等		B 計画収集人口		人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等		C 自家処理人口（A－B）		人	0	0	0	0	0
要処理量	家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量		t／年	77,765	78,367	77,074	75,357	73,209
要処理量	家庭系		ア 家庭系ごみ収集量	t／年	76,199	76,728	75,384	73,640	71,495
要処理量	家庭系		(1) 可燃ごみ	t／年	59,905	61,028	60,429	59,108	57,378
要処理量	家庭系		(2) 可燃ごみ（ふれあい収集）	t／年	68	78	90	99	107
要処理量	家庭系		(3) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	2,806	2,709	2,396	2,191	2,127
要処理量	家庭系		(4) 粗大ごみ	t／年	226	220	219	215	209
要処理量	家庭系		(5) びん	t／年	2,421	2,386	2,298	2,256	2,190
要処理量	家庭系		(6) かん	t／年	1,086	1,070	951	934	906
要処理量	家庭系		(7) ペットボトル	t／年	1,082	1,041	1,042	1,023	993
要処理量	家庭系		(8) その他プラスチック製容器包装	t／年	4,191	4,233	4,108	4,033	3,915
要処理量	家庭系		(9) 紙類	t／年	4,302	3,850	3,739	3,671	3,563
要処理量	家庭系		(10) 布類（拠点回収）	t／年	113	113	112	110	107
要処理量	家庭系		イ 家庭系ごみ直接搬入量	t／年	1,567	1,639	1,690	1,717	1,714
要処理量	家庭系		(1) 可燃ごみ	t／年	766	794	851	894	916
要処理量	家庭系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	653	695	693	680	660
要処理量	家庭系		(3) 紙類	t／年	148	150	146	142	138
要処理量	家庭系	E 集団回収量		t／年	9,162	10,297	10,269	10,085	9,795
要処理量	家庭系		(1) 紙類	t／年	8,789	9,881	9,850	9,669	9,386
要処理量	家庭系		(2) 布類	t／年	250	285	284	279	271
要処理量	家庭系		(3) びん類	t／年	25	25	21	20	19
要処理量	家庭系		(4) 金属類	t／年	97	106	113	117	119
要処理量	事業系	F 事業系ごみ年間搬入量		t／年	26,430	26,089	25,072	24,128	24,128
要処理量	事業系		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量	t／年	22,126	22,123	21,218	20,392	20,392
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	t／年	21,825	21,809	20,941	20,140	20,140
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	105	99	77	65	65
要処理量	事業系		(3) 資源ごみ	t／年	197	215	199	187	187
要処理量	事業系		エ 事業系ごみ直接搬入量	t／年	2,051	2,135	2,032	1,942	1,942
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	t／年	1,899	2,010	1,943	1,874	1,874
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	152	125	88	67	67
要処理量	事業系		オ その他直営定時外搬入量	t／年	680	676	672	664	664
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	t／年	584	591	600	600	600
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	80	68	56	49	49
要処理量	事業系		(3) 資源ごみ	t／年	16	18	16	16	16
要処理量	事業系		カ 脱水汚泥搬入量	t／年	1,573	1,154	1,150	1,129	1,129
要処理量	事業系		(1) 衛生センター発生量	t／年	1,331	901	899	882	882
要処理量	事業系		(2) グリーンパーク発生量	t／年	242	253	252	247	247
要処理量	計	G ごみ年間排出量		t／年	113,358	114,753	112,414	109,570	107,132
総ごみ減量化指数(H12実績:125,940ｔ/年を100とする)					90	91	89	87	85
事業系ごみ量					26,430	26,089	25,072	24,128	24,128
事業系ごみ量減量化指数(H12実績:30,014ｔ/年を100とする)					88	87	84	80	80
処理内訳		H 総資源化量		t／年	28,441	32,776	32,845	32,089	31,316
処理内訳		(1) 廃乾電池搬出量		t／年	91	93	91	88	87
処理内訳		(2) 蛍光灯搬出量		t／年	33	33	32	32	31
処理内訳		(3) 処理困難物		t／年	20	20	20	20	19
処理内訳		(4) 焼却灰等資源化		t／年	6,137	8,381	8,612	8,365	8,193
処理内訳		セメント原料化		t／年	3,790	2,561	2,351	2,316	2,444
処理内訳		溶融スラグ化		t／年	1,357	110	551	506	441
処理内訳		溶融スラグ		t／年	513	3,313	3,313	3,216	3,079
処理内訳		山元還元		t／年	477	2,397	2,397	2,327	2,228
処理内訳		(5) びん		t／年	1,352	1,348	1,297	1,268	1,234
処理内訳		生きびん		t／年	97	98	96	93	91
処理内訳		カレット		t／年	1,255	1,251	1,201	1,175	1,143
処理内訳			無色	t／年	531	495	475	465	452
処理内訳			茶色	t／年	510	513	493	482	469
処理内訳			その他	t／年	214	243	233	228	222
処理内訳		(6) その他プラスチック製容器包装		t／年	3,977	4,026	3,943	3,844	3,758
処理内訳		(7) ペットボトル		t／年	817	846	846	831	808
処理内訳		(8) 鉄類		t／年	1,649	2,070	2,037	1,985	1,931
処理内訳		(9) 非鉄金属（アルミ等）		t／年	499	506	495	482	472
処理内訳		(10) 廃家電類		t／年	20	20	20	20	19
処理内訳		(11) 紙類回収量		t／年	4,450	4,504	4,412	4,302	4,206
処理内訳		(12) 布類回収量		t／年	113	113	112	110	107
処理内訳		(13) 再生家具販売量		t／年	29	29	29	28	27
処理内訳		(14) 草木類資源化		t／年	－	490	630	630	630
処理内訳		(15) 廃プラ資源化		t／年	92	－	－	－	－
処理内訳		(16) 集団回収量		t／年	9,162	10,297	10,269	10,085	9,795
処理内訳	I 資源化率（H÷G×100）			%	25.09%	28.56%	29.22%	29.29%	29.23%
処理内訳	J 最終処分量			t／年	5,900	1,441	1,000	1,000	1,000
処理内訳	K 最終処分率（J÷G×100）			%	5.21%	1.26%	0.89%	0.91%	0.93%

表3-2-5　将来ごみ排出量の予測結果（１人１日平均排出量）

区分				単位	年度 H21 実績値	H23 予測値	H27 予測値	H32 予測値	H37 予測値
人口等	A 行政区域内人口			人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等	B 計画収集人口			人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等	C 自家処理人口（Ａ－Ｂ）			人	0	0	0	0	0
要処理量 家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量原単位			g/人日	627.84	626.79	618.39	615.90	616.39
家庭系		ア 家庭系ごみ収集量原単位		g/人日	615.19	613.68	604.83	601.87	601.96
家庭系			(1) 可燃ごみ	g/人日	483.64	488.11	484.84	483.10	483.10
家庭系			(2) 可燃ごみ（ふれあい収集）	g/人日	0.55	0.62	0.72	0.81	0.90
家庭系			(3) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	22.65	21.67	19.22	17.91	17.91
家庭系			(4) 粗大ごみ	g/人日	1.83	1.76	1.76	1.76	1.76
家庭系			(5) びん	g/人日	19.55	19.08	18.44	18.44	18.44
家庭系			(6) かん	g/人日	8.76	8.56	7.63	7.63	7.63
家庭系			(7) ペットボトル	g/人日	8.74	8.33	8.36	8.36	8.36
家庭系			(8) その他プラスチック製容器包装	g/人日	33.83	33.86	32.96	32.96	32.96
家庭系			(9) 紙類	g/人日	34.73	30.79	30.00	30.00	30.00
家庭系			(10) 布類（拠点回収）	g/人日	0.91	0.90	0.90	0.90	0.90
家庭系		イ 家庭系ごみ直接搬入量原単位		g/人日	12.65	13.11	13.56	14.03	14.43
家庭系			(1) 可燃ごみ	g/人日	6.18	6.35	6.83	7.31	7.71
家庭系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	5.27	5.56	5.56	5.56	5.56
家庭系			(3) 紙類	g/人日	1.20	1.20	1.17	1.16	1.16
家庭系	E 集団回収量原単位			g/人日	73.97	82.36	82.39	82.43	82.47
家庭系		(1) 紙類		g/人日	70.96	79.03	79.03	79.03	79.03
家庭系		(2) 布類		g/人日	2.02	2.28	2.28	2.28	2.28
家庭系		(3) びん類		g/人日	0.20	0.20	0.17	0.16	0.16
家庭系		(4) 金属類		g/人日	0.79	0.85	0.91	0.96	1.00
事業系	F 事業系ごみ年間搬入量原単位			g/人日	213.38	208.66	201.16	197.20	203.15
事業系		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量原単位		g/人日	178.63	176.94	170.24	166.67	171.70
事業系			(1) 可燃ごみ	g/人日	176.20	174.43	168.02	164.61	169.57
事業系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.84	0.79	0.62	0.53	0.55
事業系			(3) 資源ごみ	g/人日	1.59	1.72	1.60	1.53	1.58
事業系		エ 事業系ごみ直接搬入量原単位		g/人日	16.56	17.08	16.30	15.87	16.35
事業系			(1) 可燃ごみ	g/人日	15.33	16.08	15.59	15.32	15.78
事業系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	1.23	1.00	0.71	0.55	0.57
事業系		オ その他直営定時外搬入量原単位		g/人日	5.50	5.41	5.39	5.43	5.59
事業系			(1) 可燃ごみ	g/人日	4.72	4.73	4.81	4.90	5.05
事業系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.64	0.54	0.45	0.40	0.41
事業系			(3) 資源ごみ	g/人日	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13
事業系		カ 脱水汚泥搬入量原単位		g/人日	12.69	9.23	9.23	9.23	9.51
事業系			(1) 衛生センター発生量	g/人日	10.74	7.21	7.21	7.21	7.43
事業系			(2) グリーンパーク発生量	g/人日	1.95	2.02	2.02	2.02	2.08
計	G ごみ年間排出量原単位			g/人日	915.19	917.81	901.94	895.53	902.01
総ごみ量原単位減量化指数(H12実績:1,043g/人日を100とする)					88	88	86	86	86
資源回収を除く家庭系１人１日当たり排出量					520	524	519	516	517
資源回収を除く家庭系１人１日当たり排出量減量化指数 (H12実績:608ｇ/人日を100とする)					86	86	85	85	85
処理内訳	H 総資源化量原単位			g/人日	229.60	262.15	263.51	262.27	263.68
処理内訳		(1) 廃乾電池搬出量		g/人日	0.74	0.74	0.73	0.72	0.73
処理内訳		(2) 蛍光灯搬出量		g/人日	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26
処理内訳		(4) 焼却灰等資源化		g/人日	49.54	67.03	69.09	68.37	68.99
処理内訳			セメント原料化	g/人日	30.60	20.48	18.86	18.93	20.58
処理内訳			溶融スラグ化	g/人日	10.95	0.88	4.42	4.13	3.72
処理内訳			溶融スラグ	g/人日	4.14	26.50	26.58	26.29	25.93
処理内訳			山元還元	g/人日	3.85	19.17	19.23	19.02	18.76
処理内訳		(5) びん		g/人日	10.91	10.79	10.40	10.36	10.40
処理内訳			生きびん	g/人日	0.78	0.78	0.77	0.76	0.77
処理内訳			カレット	g/人日	10.13	10.01	9.63	9.60	9.63
処理内訳			無色	g/人日	4.29	3.96	3.81	3.80	3.81
処理内訳			茶色	g/人日	4.12	4.11	3.95	3.94	3.95
処理内訳			その他	g/人日	1.72	1.94	1.87	1.86	1.87
処理内訳		(6) その他プラ容器包装		g/人日	32.10	32.20	31.64	31.42	31.64
処理内訳		(7) ペットボトル		g/人日	6.60	6.77	6.79	6.79	6.80
処理内訳		(8) 鉄類		g/人日	13.31	16.56	16.34	16.22	16.26
処理内訳		(9) 非鉄金属（アルミ等）		g/人日	4.03	4.05	3.97	3.94	3.97
処理内訳		(10) 廃家電類		g/人日	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
処理内訳		(11) 紙類回収量		g/人日	35.94	36.02	35.40	35.16	35.41
処理内訳		(12) 布類回収量（※１）		g/人日	0.91	0.90	0.90	0.90	0.90
処理内訳		(13) 再生家具販売量		g/人日	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
処理内訳		(14) 草木類資源化		g/人日	－	3.92	5.05	5.15	5.30
処理内訳		(15) 廃プラ資源化		g/人日	0.74	－	－	－	－
処理内訳		(16) 集団回収量		g/人日	73.97	82.36	82.39	82.43	82.47
	I 資源化率（Ｈ÷Ｇ×100）			%	25.09%	28.56%	29.22%	29.29%	29.23%
	J 最終処分量原単位			g/人日	47.64	11.52	8.02	8.17	8.42
	K 最終処分率（Ｊ÷Ｇ×100）			%	5.21%	1.26%	0.89%	0.91%	0.93%

平成２７年度において、ごみ発生量は１１２，４１４ｔとなり、１人１日平均排出量は９０１．９４g/人日になるものと予想されます。なお、集団回収量を除くと、それぞれ１０２，１４５ｔと８１９．５５g/人日になるものと予想されます。

4　国及び埼玉県との比較

国及び県のデータにおいては、集計期間の都合上、平成２０年度が最新のデータとなっています。

本市における平成２０年度の１人１日平均排出量は９６６．７g/人日ですが、全国平均では１，０３３．４ g/人日、埼玉県平均では９８９．２ g/人日となっており、本市の１人１日平均排出量は、全国平均より約６６．７g/人日、埼玉県平均より約２２．５g/人日少なくなっています。

また、本市の資源化率については、ごみの焼却後に排出される灰をセメント原料やスラグ化して建設資材に利用していることもあり、約２５．４％と全国平均よりも高い値となっています。

表3-2-6　ごみ排出量の国及び県との比較

区分＼年度	全国平均	埼玉県平均	川越市
	平成20年度	平成20年度	平成20年度
	(g/人･日)	(g/人･日)	(g/人･日)
家庭系ごみ原単位	732.6 (70.9%)	756.4 (76.5%)	738.3 (76.4%)
事業系ごみ原単位	300.8 (29.1%)	232.8 (23.5%)	228.3 (23.6%)
ごみ１人１日平均排出量	1,033.4	989.2	966.7
全国平均との差	―	-44.2	-66.7
埼玉県平均との差	44.2	―	-22.5
資源化率	20.3%	24.2%	25.4%

※一般廃棄物処理実態調査人口は外国人登録人口を含まない。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

5　中核市との比較

日本の大都市制度には、政令指定都市・中核市・特例市などがあり、本市は中核市と位置づけられています。なお、中核市とは人口３０万人以上の比較的大きな都市が、政令により指定されるものです。

表3-2-7に示すとおり、本市の１人１日平均排出量は愛媛県松山市、奈良県奈

良市、北海道旭川市、千葉県柏市に次いで５番目に低い値となっています。

表3-2-7　各中核市におけるごみ量の比較（平成20年度）

区分 番号	都道府県	自治体名	実態調査人口	年間ごみ排出量（ｔ/年）				1人1日平均排出量（ｇ/人・日）			
				家庭系	事業系	集団回収	計	家庭系	事業系	集団回収	計
1	愛媛県	松山市	514,428	118,851	35,497	0	154,348	632.97	189.05	0.00	822.02
2	奈良県	奈良市	366,633	72,463	45,659	0	118,122	541.49	341.19	0.00	882.69
3	北海道	旭川市	355,694	72,793	35,278	11,583	119,654	560.68	271.73	89.22	921.63
4	千葉県	柏市	387,517	100,687	35,624	0	136,311	711.85	251.86	0.00	963.71
5	埼玉県	川越市	331,728	79,642	27,649	9,759	117,050	657.76	228.35	80.60	966.71
6	福岡県	久留米市	304,222	70,424	33,729	4,409	108,562	634.21	303.75	39.71	977.67
7	愛知県	豊田市	420,816	104,952	38,780	7,604	151,336	683.29	252.47	49.51	985.27
8	大分県	大分市	468,504	116,934	45,931	5,805	168,670	683.81	268.59	33.95	986.35
9	滋賀県	大津市	329,389	70,472	35,659	13,540	119,671	586.16	296.60	112.62	995.38
10	広島県	福山市	464,100	110,806	47,701	11,295	169,802	654.12	281.59	66.68	1,002.39
11	鹿児島県	鹿児島市	604,619	152,484	65,649	3,974	222,107	690.95	297.48	18.01	1,006.44
12	香川県	高松市	423,450	99,576	58,474	0	158,050	644.26	378.33	0.00	1,022.59
13	長崎県	長崎市	448,540	111,380	47,828	8,423	167,631	680.32	292.14	51.45	1,023.91
14	長野県	長野市	378,381	84,289	43,180	15,509	142,978	610.31	312.64	112.30	1,035.25
15	宮崎県	宮崎市	372,740	95,378	46,076	938	142,392	701.05	338.68	6.89	1,046.61
16	神奈川県	横須賀市	427,960	94,607	37,102	32,764	164,473	605.66	237.52	209.75	1,052.93
17	兵庫県	姫路市	536,502	134,851	55,703	15,738	206,292	688.63	284.46	80.37	1,053.46
18	高知県	高知市	341,733	91,528	42,602	0	134,130	733.79	341.55	0.00	1,075.34
19	富山県	富山市	417,949	107,046	44,355	12,771	164,172	701.71	290.75	83.72	1,076.18
20	千葉県	船橋市	587,514	147,085	62,461	23,562	233,108	685.89	291.27	109.88	1,087.04
21	兵庫県	西宮市	479,038	111,210	64,816	14,250	190,276	636.03	370.70	81.50	1,088.23
22	栃木県	宇都宮市	505,303	135,918	53,513	12,185	201,616	736.94	290.14	66.07	1,093.15
23	熊本県	熊本市	672,944	162,119	99,457	7,085	268,661	660.03	404.92	28.84	1,093.79
24	岐阜県	岐阜市	411,650	101,613	46,207	17,670	165,490	676.28	307.53	117.60	1,101.41
25	愛知県	岡崎市	364,531	89,175	39,859	17,964	146,998	670.22	299.57	135.01	1,104.80
26	兵庫県	尼崎市	461,738	112,281	63,342	10,797	186,420	666.22	375.85	64.06	1,106.12
27	岡山県	倉敷市	479,278	111,712	66,929	18,754	197,395	638.59	382.60	107.20	1,128.38
28	山口県	下関市	285,211	64,248	48,417	5,399	118,064	617.17	465.09	51.86	1,134.12
29	北海道	函館市	287,194	65,193	44,965	9,706	119,864	621.92	428.95	92.59	1,143.46
30	秋田県	秋田市	325,977	86,786	45,307	4,051	136,144	729.40	380.79	34.05	1,144.24
31	岩手県	盛岡市	292,958	69,820	45,364	8,134	123,318	652.95	424.24	76.07	1,153.26
32	愛知県	豊橋市	365,082	102,848	42,536	10,333	155,717	771.82	319.21	77.54	1,168.56
33	群馬県	前橋市	316,783	87,198	38,606	10,884	136,688	754.14	333.89	94.13	1,182.16
34	青森県	青森市	308,090	84,902	43,654	4,695	133,251	755.00	388.20	41.75	1,184.95
35	福島県	いわき市	347,803	86,590	50,903	13,770	151,263	682.09	400.97	108.47	1,191.53
36	和歌山県	和歌山市	382,234	106,148	60,670	0	166,818	760.83	434.86	0.00	1,195.70
37	福島県	郡山市	334,909	91,674	49,641	8,241	149,556	749.94	406.08	67.42	1,223.44
38	大阪府	高槻市	356,037	77,294	72,624	11,085	161,003	594.78	558.85	85.30	1,238.93
39	大阪府	東大阪市	489,654	111,678	93,177	16,841	221,696	624.86	521.35	94.23	1,240.44
40	石川県	金沢市	443,193	124,113	71,129	8,329	203,571	767.24	439.70	51.49	1,258.43

※一般廃棄物処理実態調査人口は外国人登録人口を含まない。
※この表は１人１日平均排出量の低い順に番号を付けたものです。

資料：環境省「一般廃棄物処理実態調査結果」より

また、「１人１日当たりごみ総排出量」「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」「人口１人当たり年間処理経費」「最終処分減量に要する費用」の５つの評価項目について、中核市の平均値を基準値とした比較を行いました。なお、評価項目の数値としては、環境省「一般廃棄物処理実態調査結果（平成２０年度）」を用いています。

ごみ処理状況の比較分析にあたっては、図3-2-2に示すとおり、中核市における平均値を１００として本市の状況を指数化しました。

指数は、値が大きいほど良好な状況を示しており、図の五角形が大きいほど優れた状況にあることを示しています。

中核市との比較結果を見ると、本市がこれまで実施してきたごみ減量化施策や、焼却灰等の資源化等の効果によって、「１人１日当たりごみ総排出量」「廃棄物からの資源回収率」「廃棄物のうち最終処分される割合」は中核市平均値に比べ高い評価となっていますが、最終処分量を低減するために資源化に掛かる費用が増大していることから、「人口１人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」は中核市平均と比較してやや低い評価となっています。

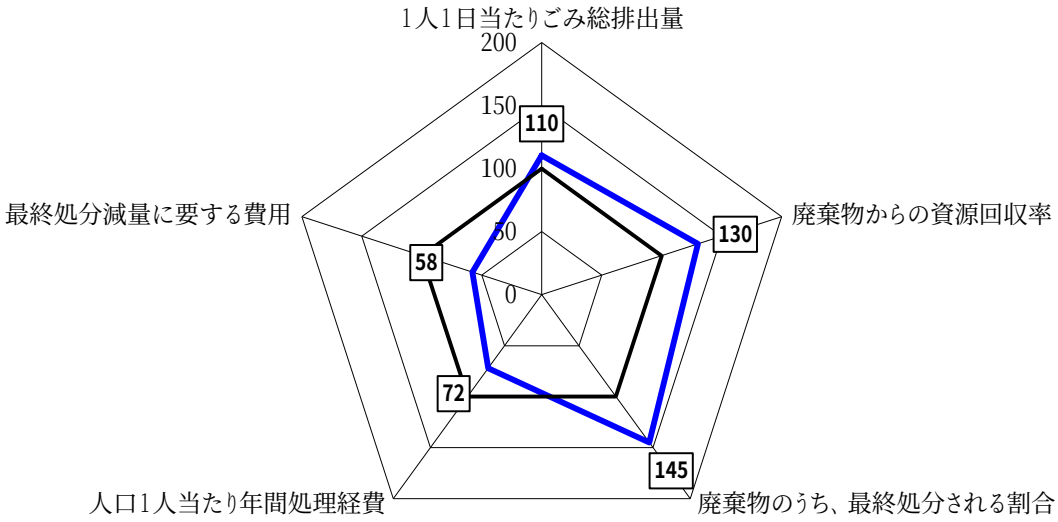

図 3-2-2　中核市との比較（平成２０年度実績）

表3-2-8　中核市との比較（平成２０年度実績）

区分＼評価項目		1人1日当たりごみ総排出量 (g/人･日)	廃棄物からの資源回収率 (%)	廃棄物のうち最終処分される割合 (%)	人口1人当たり年間処理経費 (円/人･年)	最終処分減量に要する費用 (円/ﾄﾝ)
川　越　市		966.7	25.4	6.4	11,891.5	34,423.2
中核市	平　均	1,079.0	19.5	11.6	9,293.7	24,234.6
	最　大	1,258.4	47.8	23.2	14,895.5	47,234.7
	最　小	822.0	7.4	2.0	5,808.7	12,761.4

※実態調査時に集計した人口が総合計画における人口と異なっていることから、本市の１人１日当たりごみ総排出量が約９６６．７g/人日となっています。

６　市民意識調査結果（抜粋）

本計画を策定するにあたって、ごみの減量及び資源化等に関する市民の意識や考えを調査するため、平成２１年９月に「ごみ処理に関するアンケート調査」を実施しました。（調査対象者：1,500名、有効回答数：682通、回収率：45.5%）

その結果、ごみ減量やリサイクル（ごみの発生抑制、分別、資源回収等）について、９８％の市民が取り組んでいく意向を示されています。

しかし、現在の取り組み状況からは、生ごみ減量化容器等の利用者は少なく、リサイクルショップの利用や、生ごみを出さないような計画的な買い物などはなかなか実行できていないことが見受けられました。

また、ごみの資源化量やごみ処理費用等について、本市ホームページ等によって情報提供を行っているものの、市民にはあまり理解されていないという状況にあると考えられることから、今後、さらに市民の協力を求めていくためには、ごみの分別の詳細や減量化・リサイクルするための具体的な方法等だけではなく、川越市において、どれだけの資源ごみが回収され、それが量的及び金額的にどのくらいのものになったのかという、市民の協力によるリサイクルの効果等について、積極的に情報提供していく必要があると考えられます。

なお、今回の市民意識調査結果の一部抜粋について以下に示します。（市民意識調査結果の詳細については巻末資料を参照のこと）

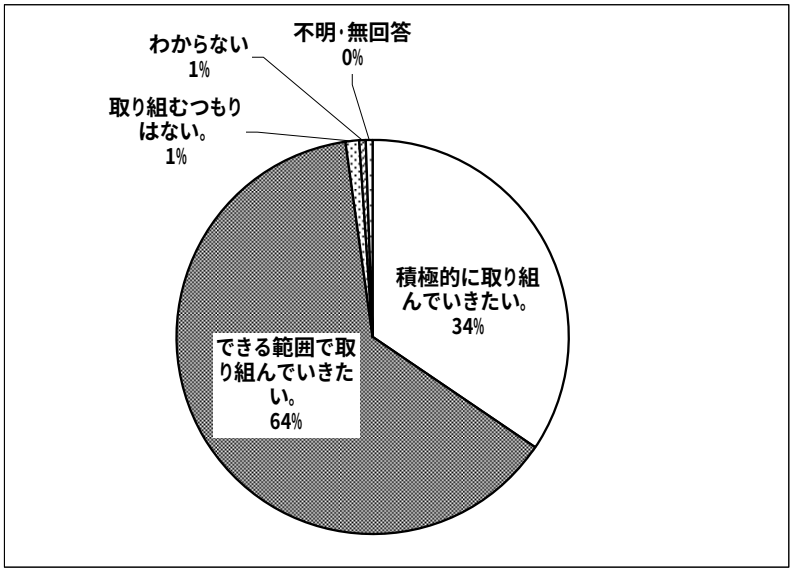

図3-2-3　ごみ減量やリサイクルへの取り組みについて

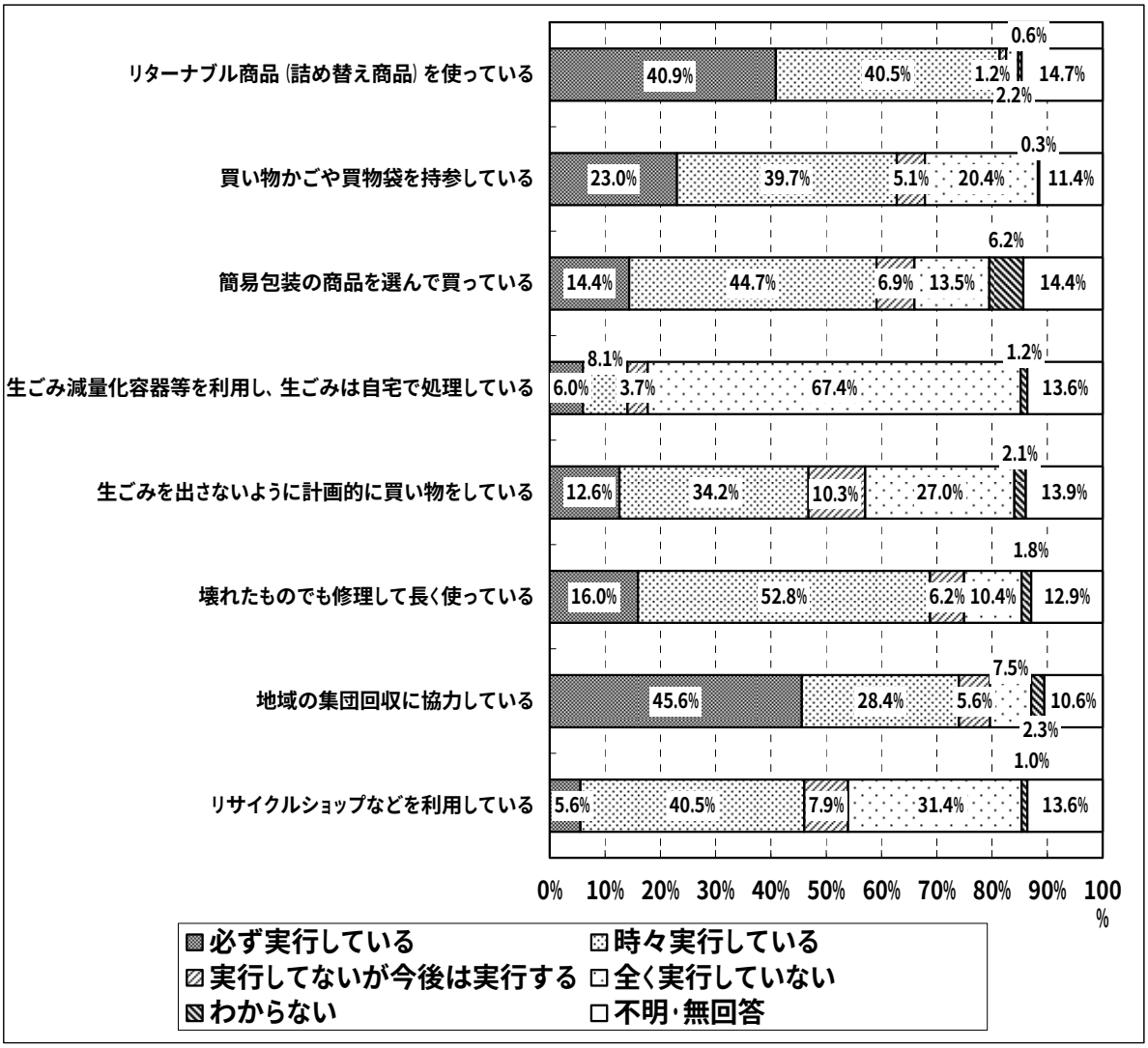

図3-2-4　現在、家庭で取り組んでいるごみ減量化・資源化の活動状況

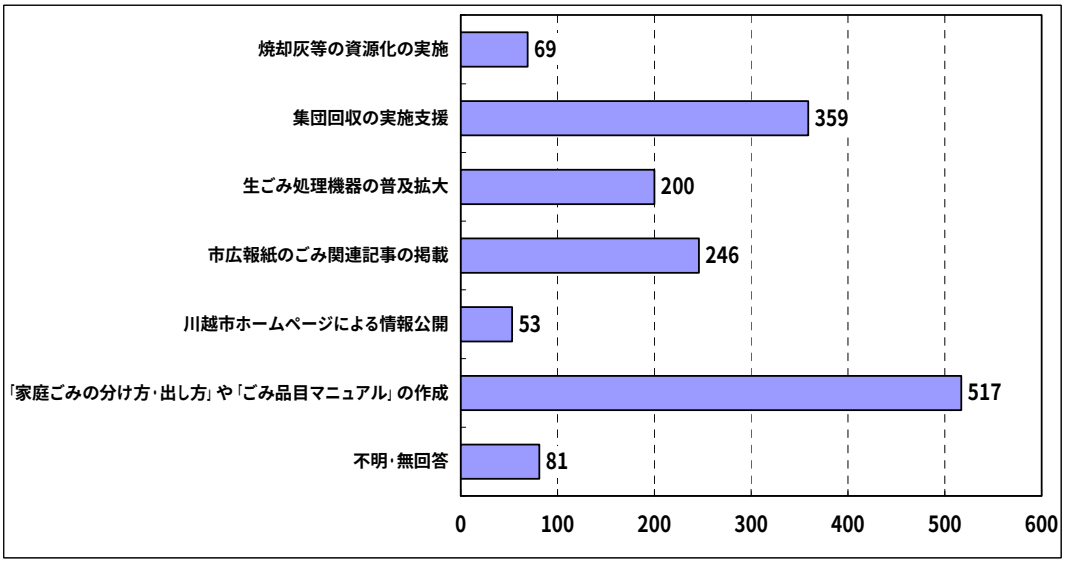

図3-2-5　本市が推進している施策について知っているもの

3 － 3
ごみ処理の課題

本市におけるごみ処理に関する課題を整理すると、以下のとおりとなります。

課題１　発生抑制の課題

本市では、平成９年度に容器包装リサイクル法が一部施行される前の平成２年度より資源ごみ（びん・かん）の分別収集を開始するなど、比較的早期にごみの減量化及び資源化に取り組んできたこともあり、１人１日平均排出量は、全国平均及び埼玉県平均を下回っています。

しかし、市民意識調査の結果から、本市が取り組んでいるごみの減量化及び資源化施策等について十分に周知されていないことが見受けられます。

そのため、現在実施している減量化・資源化施策について周知徹底を図るとともに、ごみやリサイクルに関する情報の提供をしていくことが必要になります。

課題２　事業系ごみの課題

事業活動に伴い発生する事業系ごみは、事業者の責任において処理することが原則です。本市の事業系ごみが占める割合は、表3-2-6(p.33)に示すように２３．６％（平成２０年度）となっており、今後も事業系ごみの更なる排出抑制及び資源化対策を実施していくことが必要になります。

また、小規模事業者が排出する事業系ごみの一部において、家庭系ごみに混入して排出されていることが考えられることから、小規模事業者における適正排出の徹底を指導していく必要があります。

課題３　資源化の課題

平成２０年度の本市の資源化率は、表3-2-6(p.33)に示したとおり、約２５．４％となっており、全国平均（２０．３％）、県平均（２４．２％）のいずれも上回っています。

しかし、資源化を強く推進している自治体には資源化率が４０％を超えているところもあり、今後、本市においても資源物として収集した布類や紙類を保管し、資源化処理業者へ引き渡す拠点となるストックヤードの整備や、搬出段階で可能

な限り分別区分数を多くすること、資源ごみの収集頻度の増加による排出機会の創出、いつでも資源ごみを排出することができる常設の回収拠点を設けるなどといった資源化施策の導入について検討していく必要があると考えられます。

また、資源化センターで生産される溶融スラグについては、ＪＩＳ規格に従って品質確認等を行いながら、建設資材としてアスファルト合材への利用をしています。

しかし、資源物としての利用を安定的に確保させていくためには、需給バランスの調整機能が重要となっています。このため、溶融スラグをストックするスペースの確保や、アスファルト合材以外の利用先開拓など利用促進の更なる取組が必要になります。

課題４　収集・運搬の課題

本市では昭和５８年１０月から粗大ごみの戸別収集を開始しており、平成１５年５月から、高齢者・身体障害者世帯等で粗大ごみを軒下まで運び出せない世帯を対象として、屋内に入り、粗大ごみを搬出・収集する大型ごみ搬出支援事業を実施し、平成１６年１０月から、高齢者・身体障害者の１人暮らしの方のうち、自分でごみを集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得られない方を対象として、自宅に直接出向いてごみの収集を行うふれあい収集事業を実施しています。

今後は更なる老年人口の増加や高齢者単身世帯の増加が予想されることもあり、更なる事業の推進が必要になります。

課題５　中間処理の課題

本市の中間処理は、平成２２年４月から東清掃センターと資源化センターの２施設での処理体制に移行しましたが、昭和６１年度に稼動した東清掃センターは老朽化のため、施設の延命化など抜本的な施設整備が必要な時期にきています。

一方、資源化センターは、本市で初めてガス化溶融方式を採用した設備であり、今後安定した処理を継続するためには施設の維持管理が重要であります。

また、西清掃センターは平成２２年３月末に稼動停止し、解体工事を実施する必要があり、今後は循環型社会構築に向けた跡地利用を検討する必要があります。

課題６　最終処分の課題

平成２２年３月末の小畔の里クリーンセンターの残容積率は約１６％です。本市は市街化が進んでいることや、地理的に平坦であることから、今後新たな大容量処分場の確保は困難であると考えられ、小畔の里クリーンセンターを延命し使用する必要があります。

現在、小畔の里クリーンセンターで埋立処理をしているものは、資源化センターから発生する処理不適物のみとなっています。可能な限り資源化等を実施することで最終処分量の削減を図るとともに、適正な維持管理を行うため老朽した浸出水処理施設の整備を行う必要があります。

課題７　温室効果ガスの発生抑制に関する課題

本市において、廃棄物処理事業からの温室効果ガスの発生量が大きな割合を占めることから、京都議定書目標達成計画において示されているように、地球温暖化問題への理解を更に深めるとともに、３Ｒ(廃棄物等の発生抑制、資源や製品等の循環資源の再使用、再生利用)＋１Ｒ(不要なものを断る)の推進等を実施すると共に資源化センター熱回収施設での発電などの効率的にエネルギー回収につとめることにより、廃棄物からの温室効果ガスの発生を抑制する必要があります。

3 ー 4
ごみ処理の目標と基本方針

1　ごみ処理の目標

廃棄物問題では、家庭及び事業所から排出されるごみの処理にとどまらず、商品の生産、流通、消費という各段階において、廃棄物の発生を抑制するための施策を講じていくことが重要です。そのためには、市民一人ひとりのライフスタイルや事業者の経営姿勢に深く関係する問題として捉えていく必要があります。

今後は、将来にわたって持続的に発展可能な社会を形成するため、①廃棄物等の減量、②資源の循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）、③適正処分の確保等により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することにより、自然環境を保全する循環型社会への転換が求められてきています。

そこで、基本目標を以下のように設定し、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことを目標とします。

基　本　目　標

～ 人と自然がともに生きる、地球環境にやさしいまち ～

循 環 型 社 会 の 構 築

本市では、これまでごみの減量・資源化を推進してきたこともあり、大量生産・大量廃棄型のライフスタイルは徐々に改善されています。

しかしながら、リサイクルを推進するほど、それにかかる経費が増大するという一面もあることから、これまで以上にごみを出さないライフスタイルを促進していくことが重要となっています。

2　ごみ処理の基本方針

基本目標を達成するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針１：市民・事業者・行政の協働によるごみ減量・資源化の推進

対応する課題：課題 1　課題 2　課題 3　課題 7

ごみが出ない環境の定着に向け、市民及び事業者はそれぞれの責任と役割を自覚し、市民一人ひとりの生活や各事業者の活動について、ごみを出さない生活様式や事業活動への転換を促進しごみの排出量を可能な限り減量化します。市は市民・事業者の取り組みを促すための施策を実施するなど三者の協働による取り組みを推進していきます。

また、循環型社会を実現するため、資源化率の向上を目指すとともに、徹底した分別により良質な再生資源を確保します。さらに、精度の高いリサイクルを推進するため、布類等の計画収集や、資源物を保管するためのストックヤード施設等を整備することを検討します。

方針２：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

対応する課題：課題 4　課題 5　課題 6　課題 7

循環型社会を構築するためには、リサイクルのための分別収集や中間処理における選別など一定の費用や労力が必要となることから、市民・事業者に対して、ごみの分別の徹底を求めるとともに、効率的な収集運搬及び適正なごみ処理を効率的・経済的に実施することにより、ごみ処理体制の安定性を確保するものとします。

また、ごみの適正処理のために、東清掃センターや小畔の里クリーンセンターなど老朽化した既存施設の適正な維持管理を図る必要から、計画的な改修を実施して延命化を図ります。

3　基本目標達成のための役割

基本方針を推進していくため、市民、事業者、行政が、それぞれの役割と責任を果たすと共に、それぞれの能力や特性を活かしながら、協働して循環型社会をつくり上げていく必要があります。

市民・事業者・行政の役割

市民の役割

市民一人ひとりが、ごみを排出する当事者であるという責任と自覚を持って、ごみの減量化・資源化への取り組みの中心的な役割を担っていく必要があります。

ごみの発生抑制、再使用を優先したライフスタイルを促進していくことが求められます。

市民や住民団体が行っているリサイクル活動、資源の分別回収や集団回収、民間事業者が行っている店頭回収や不用品交換など、身近なところで実施されているリサイクル活動に参加したり、耐久性のある商品を購入するよう心がけるなど、すぐにできること、簡単なことから実践していくことが重要です。

事業者の役割

事業者は、自らごみを適正に処理することが原則であることを自覚するとともに、紙類や生ごみなどは、分別し資源化を徹底していく必要があります。

再使用や資源化を考慮した商品開発、使い終わった後の容器などの回収ルートや資源化システムの整備などが重要です。

併せて、商品の販売に際しては、環境負荷の低減や資源の浪費を抑制する商品を多く取り揃え、不用になった商品の資源化方法を周知したり、過剰包装の抑制や店頭回収を実施したりするなど、市民がごみの発生抑制やリサイクルに自然に取り組める仕組みをつくっていくことが必要となります。

また、事業展開で廃棄物の有効活用を進め、ゼロ・エミッション[※2]社会の実現を目指していくことも求められています。

※2 ゼロ・エミッション(zero emission)：自然界へのごみの排出を無くす（ゼロにする）ための社会システムの構築を目指す考え方であり、廃棄物を削減することや、廃棄物を全てリサイクルし、最終的に埋立処分される廃棄物を排出しないことなどを目標とするものです。

行政の役割

市は、自ら率先してグリーン購入[※3]、再使用、再生利用に努めます。

市民や事業者に対しては、環境に関する情報の提供や学習の機会の提供を推進するとともに、自発的なごみの発生抑制や資源化活動をしている市民や事業者などに対する支援を行い、市民・事業者との連携を強化していきます。

また、ごみの発生抑制・資源化を推進していくため、これまで実施してきた各種施策の周知徹底と事業の充実を図るとともに、状況に応じた分別区分や収集体制の見直し及び新たな施策を取り入れていくとともに、既存の中間処理施設や最終処分場の施設整備と適正な管理・運営を実施していくことが重要です

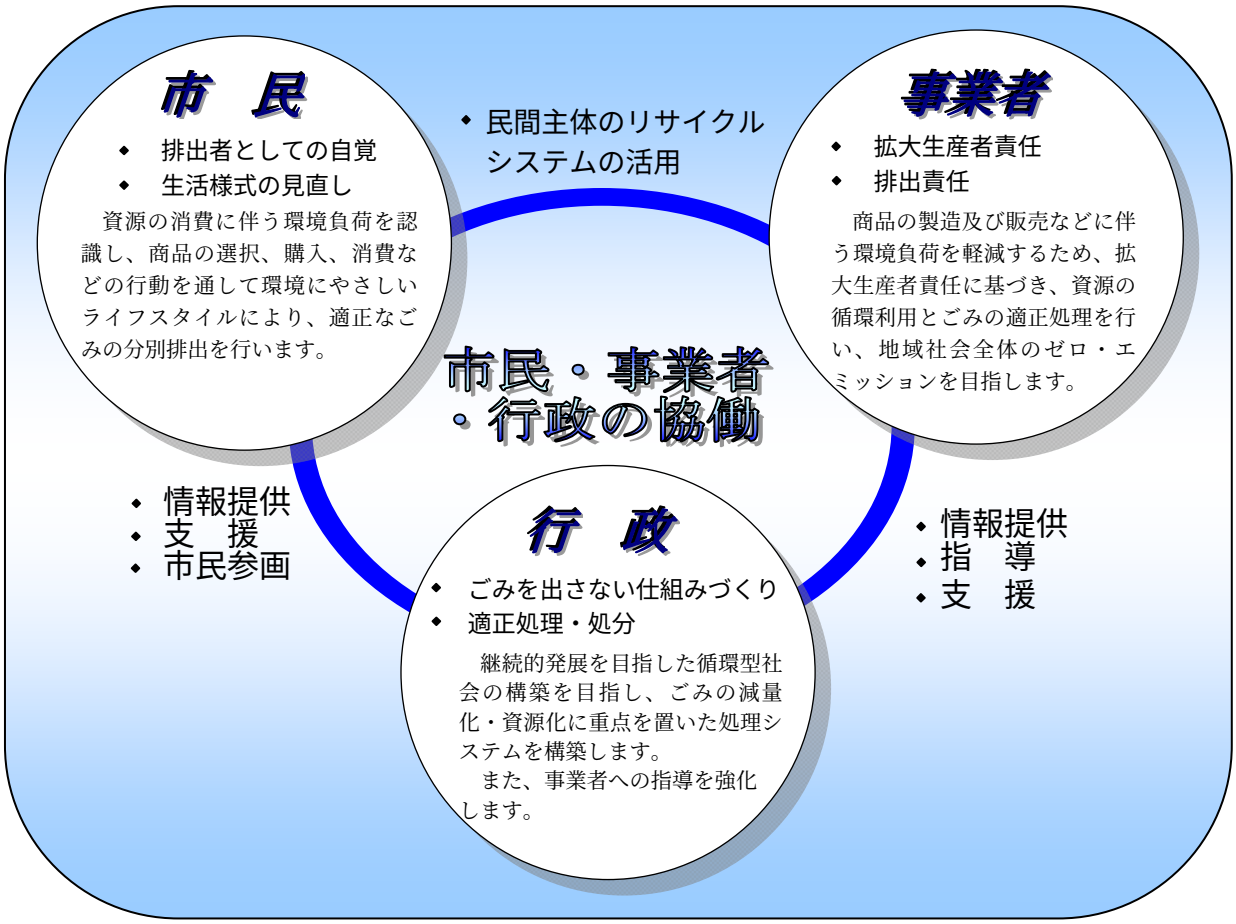

図3-4-1　市民・事業者・行政の役割

※3 グリーン購入：製品やサービス購入の際に、必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境の事を考え、生産から流通、使用、廃棄にいたるまでの各段階において、環境負荷ができるだけ小さいものを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入することです。

4　達成目標の設定

（1）関連法の施行など

廃棄物の処理に関しては、廃棄物処理法に基づき、ごみの適正処理・処分に重点を置いた事業が行われてきましたが、廃棄物処理法の改正、環境及びリサイクル関連法の施行に伴い、環境負荷の軽減、資源循環の促進に重点を置いた事業が求められるようになりました。

表3-4-1にリサイクル関連法施行の経過を示し、表3-4-2に廃棄物処理・資源化に関する国の方針・計画等の経過を示します。

表3-4-1　リサイクル関連法施行の経過

年　　月	関　　連　　法
平成 6年 8月	環境基本法完全施行（環境全般）
平成 9年 4月	容器包装リサイクル法一部施行（ガラスびん・ペットボトル）
平成12年 4月	容器包装リサイクル法完全施行
平成13年 1月	循環型社会形成推進基本法完全施行（循環型社会形成）
平成13年 4月	家電リサイクル法完全施行（家電品）
	資源有効利用促進法完全施行（各種製品、パソコン等）
	グリーン購入法完全施行（自治体の調達品）
平成13年 5月	食品リサイクル法完全施行（食品残さ）
平成14年 5月	建設リサイクル法完全施行（建設廃棄物）
平成17年 1月	自動車リサイクル法完全施行（自動車）

表3-4-2　廃棄物処理・資源化に関する国・埼玉県の方針・計画等の経過

年　　月	関連する計画等
昭和48年10月	第１次埼玉県廃棄物処理基本計画策定（埼玉県）
平成13年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（国）
平成15年 3月	循環型社会形成推進基本計画（国）
平成17年 4月	循環型社会形成推進交付金制度の導入（国）
平成17年 5月	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針改正（国）
平成18年 3月	第６次埼玉県廃棄物処理基本計画策定（埼玉県）
平成20年 3月	循環型社会形成推進基本計画改定（国）

（２）国の目標

廃棄物処理法第５条の２第１項の規定に基づき、環境大臣は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」を定めています。この方針では可能な限りごみの発生を抑制し、ごみとして排出されたものは環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順に循環的な利用を行い、最終的にそれが不可能なものについてのみ適正な処分を行うことを示しています。

国の数値目標を表3-4-3及び図3-4-2に示します。

表3-4-3　国の減量化目標

項　目	目　標
ごみ排出量	平成19年度に対し、平成27年度において約5%削減
再資源化量	平成19年度に対し、平成27年度において約25%に増加
最終処分量	平成19年度に対し、平成27年度において約22%削減

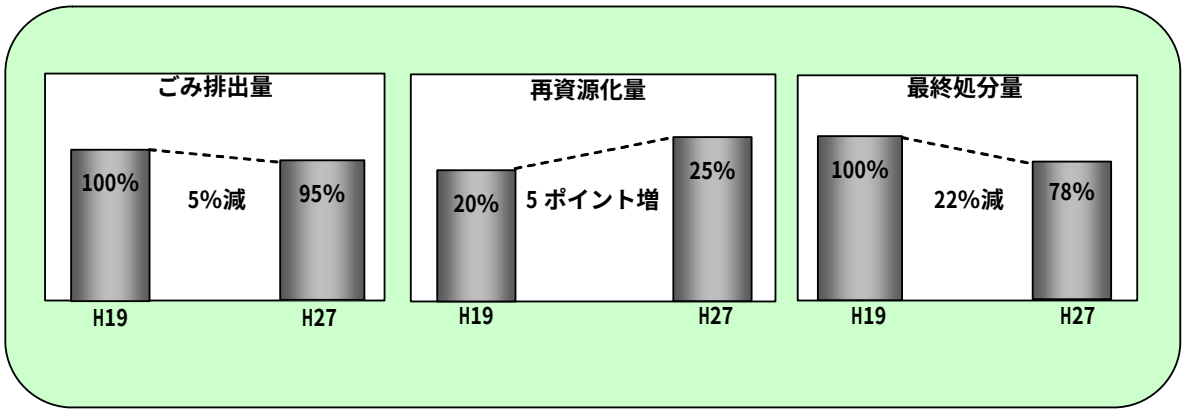

図3-4-2　国の減量化目標

（３）循環型社会形成推進基本計画に基づく目標

循環型社会形成推進基本法が制定されたことを受け、平成１５年３月に循環型社会形成推進基本計画が策定されました。その後、これまでの取組成果や目標達成の進捗状況、世界的な資源制約、地球温暖化等の環境問題への対応の必要性などの社会経済情勢の変化を踏まえ、平成２０年３月に見直しが行われています。

循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成に関する施策を総合的、計画的に推進するために必要な事項が示されるとともに、循環型社会に向けた具体的な数値目標が設定されています。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

◇　計画目標の設定（平成12年度～平成27年度）

・１人１日当たりのごみ排出量の約10％削減

・資源回収されるものを除いた１人１日当たりに家庭から排出するごみの量の約20％削減

・事業系ごみ排出量（総量）の約20％削減

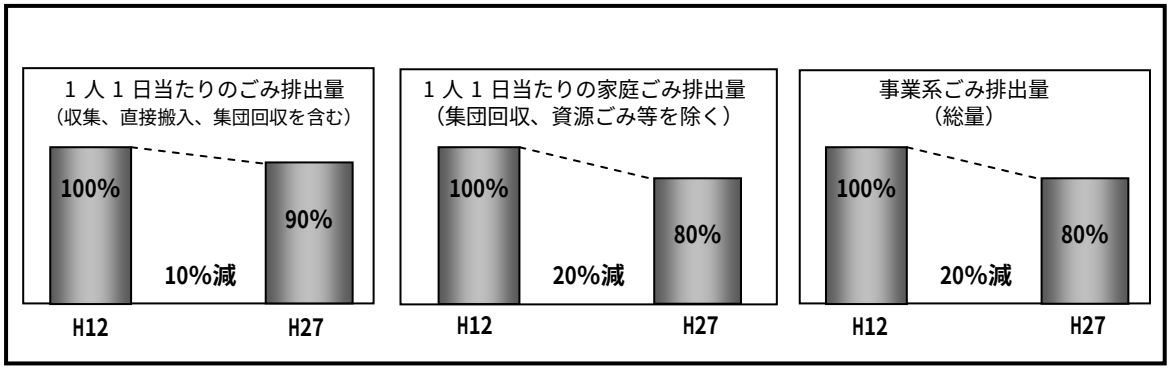

図 3-4-3　循環型社会形成推進基本計画の減量化・資源化目標

（４）埼玉県の目標

埼玉県では、循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成１３年１０月に策定した「第５次埼玉県廃棄物処理基本計画」を見直し、平成１８年３月に「第６次埼玉県廃棄物処理基本計画」を策定しています。

この計画では循環型社会の形成のため、１人１日当たり排出量、再生利用率（再生利用量）、最終処分量、県外最終処分量などについて、基本目標を掲げています。

第６次埼玉県廃棄物処理基本計画において示されている目標値は以下のとおりです。

表3-4-4　第６次埼玉県廃棄物処理基本計画における基本目標

１人１日当たり排出量	平成15年度に対し、平成22年度において４％削減 1,014g（H15）　→　975g（H22）
再生利用率	平成15年度の21.8％から、平成22年度には27％に増加 （サーマルリサイクル※4を含む場合、61.8％から、70％に増加）
最終処分量	平成15年度より30％削減 246千トン（H15）　→　172千トン（H22）
県外最終処分量	平成15年度より34％削減 88千トン（H15）　→　58千トン（H22）

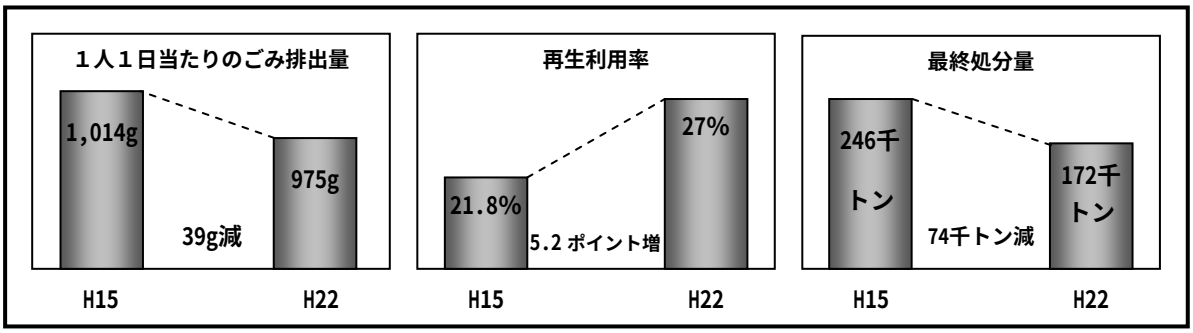

図3-4-4　第６次埼玉県廃棄物処理基本計画における基本目標

※4 サーマルリサイクル：焼却処理により発生する余熱を利用して発電しているものをいいます。

（５）本市の目標

１）本市における取り組み

本市では、これまでにもごみの減量・資原化を推進してきており、その他プラスチック製容器包装などを資源ごみ分別品目に加えることや、焼却灰等のセメント原料化やスラグ化などによる資源化を実施することによって、リサイクル率の向上を図るとともに、集団回収事業や家庭用生ごみ処理機器購入費補助事業及び出前講座などの実施によって、ごみの発生抑制の推進に取り組んでいます。

このような施策の成果として、国の減量化目標は既に達成されております。

更なる取り組みとして、本市では、集団回収事業の促進や、家庭系ごみの有料化の検討、多量排出事業者[※5]におけるごみの減量化指導によって、ごみ減量化を推進し、資源化センターの草木類資源化施設を活用することによって資源化を推進します。

また、市民・事業者に対し、出前講座やイベントなどで情報発信を行い、市民への啓発事業を推進し、エコストア・エコオフィス認定制度を活用し、事業者へのごみ減量・資源化への取り組みを促進していきます。

２）ごみ処理に関する数値目標

ごみ処理に関する数値目標を設定するに当たり、廃棄物処理法における基本方針については平成２２年１２月に変更され、また、埼玉県廃棄物処理基本計画についても見直しが行われているため、参考とすることが困難であることから、本計画における目標の設定として、平成１２年度に制定された循環型社会形成推進基本法に基づき、平成１５年３月に策定（平成２０年見直し）された、循環型社会形成推進基本計画に基づく目標などを参考に、下記の目標を本市の目標として更なるごみの減量化・資源化の推進を図ってまいります。

本計画策定時において、１人１日当たりのごみ排出量については、平成１２年度に対してすでに約１０％減を達成しておりますが、今後も更なるごみ排出量の減量に努めていくことを目標とするとともに、資源回収されるものを除いた１人

※5 多量排出事業者：川越市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例によって定義されている「月５トン以上の一般廃棄物を市の施設に搬入している事業者」のことを言います。

１日当たりに家庭から排出されるごみ量を平成１２年度に対して約２０％削減することを目標とします。また、事業系ごみの排出量（総量）を平成１２年度に対して約２０％削減することを目標とします。これらの目標の達成時期については今後の施設整備などを考慮し、第２次目標年度の平成３２年度までとします。

また、第三次川越市総合計画後期基本計画において、「ごみの減量・資源化」の指標としてリサイクル率を、「廃棄物の適正処理」の指標として最終処分量を掲げており、リサイクル率については、排出される廃棄物を資源化することにより、平成２７年度において３０％以上、最終処分量については、市の中間処理施設において廃棄物を適正に処理することにより、平成２７年度において、１，０００ｔ／年以下の目標値を設定しています。

本計画においても、第三次川越市総合計画後期基本計画との整合性を図るため、「リサイクル率」及び「最終処分量」について定めることとします。

減量・資源化の目標

区　　分	基　準　値 平成12年度	実　績　値 平成21年度	第１次目標年度 平成27年度	第２次目標年度 平成32年度	計画最終年度 平成37年度
１人１日当たりのごみ排出量※1	1,043g/人日	915g/人日以下 （１2%減）	880ｇ/人日以下 （概ね１6%減）	874g/人日以下 （概ね１６%減）	880g/人日以下 （概ね１６%以上減）
参考 ごみ年間排出量※2	125,940t （100）	113,357t （90）	109,717t （87）	107,875t （86）	105,956t （84）
資源回収を除く家庭系１人１日当たりの排出量	608g/人日	520g/人日 （１５%減）	497g/人日 （概ね１８%減）	489g/人日 （概ね２０%減）	489g/人日 （概ね２０%以上減）
事業系 ごみ排出量	30,014ｔ/年	26,430ｔ/年 （12%減）	24,601ｔ/年 （概ね１8%減）	24,128ｔ/年 （概ね20%減）	24,128ｔ/年 （概ね２０%以上減）
リサイクル率 （資源化率）	17.39%	25.09%	30%以上	30%以上	30%以上
最終処分量	16,547ｔ/年	5,900ｔ/年	1,000ｔ/年以下	1,000ｔ/年以下	1,000ｔ/年以下

※１：（　）内は平成12年度に対する削減率を示します。
※２：（　）内は総ごみ減量化指数（平成12年度を１００とする。）

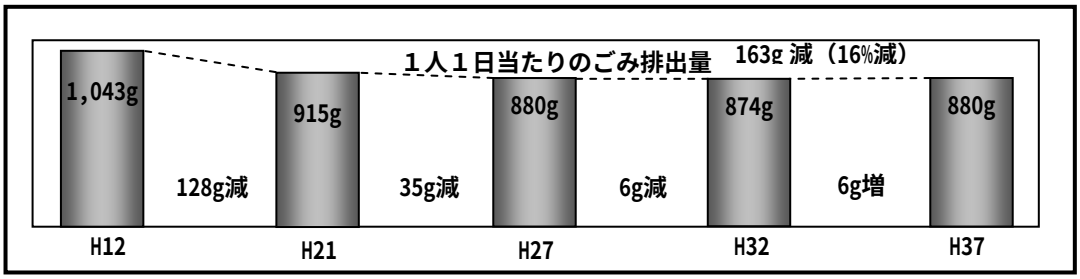

図3-4-5　減量・資源化の目標（１人１日当たりのごみ排出量）

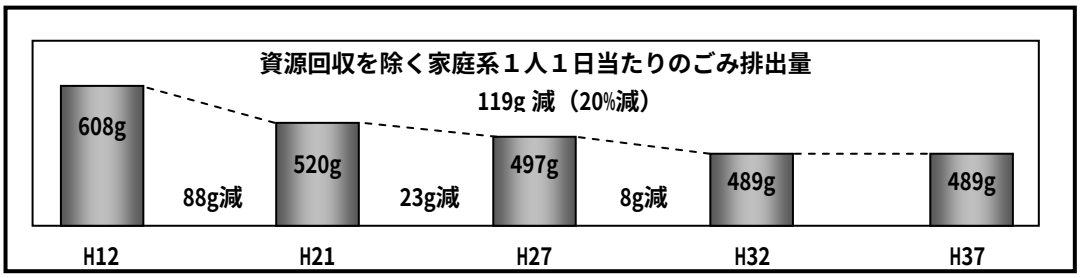

図3-4-6　減量・資源化の目標（資源回収を除く家庭系1人1日当たりのごみ排出量）

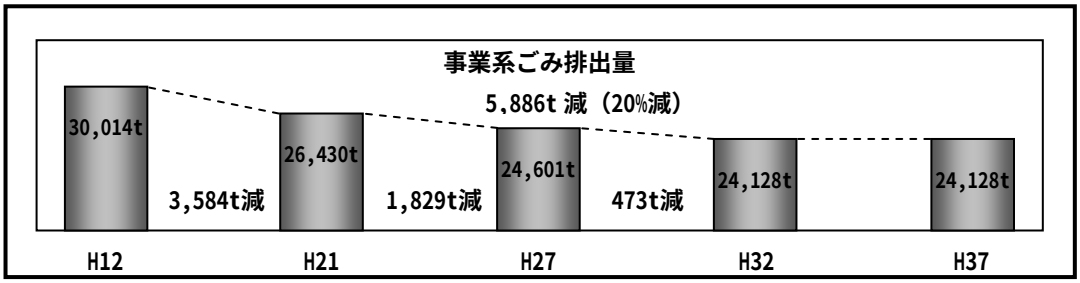

図3-4-7　減量・資源化の目標（事業系ごみの排出量）

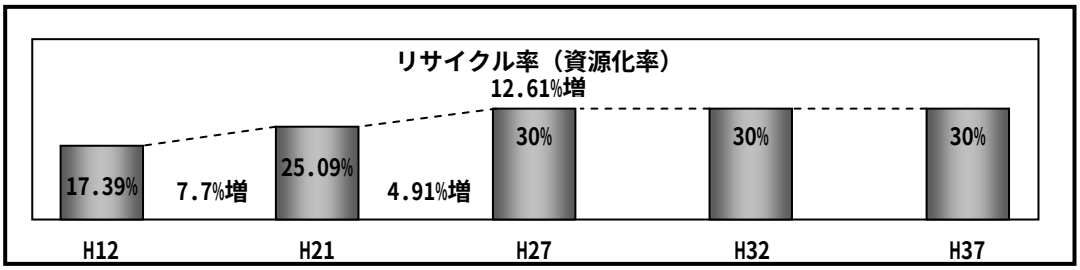

図3-4-8　減量・資源化の目標（リサイクル率）

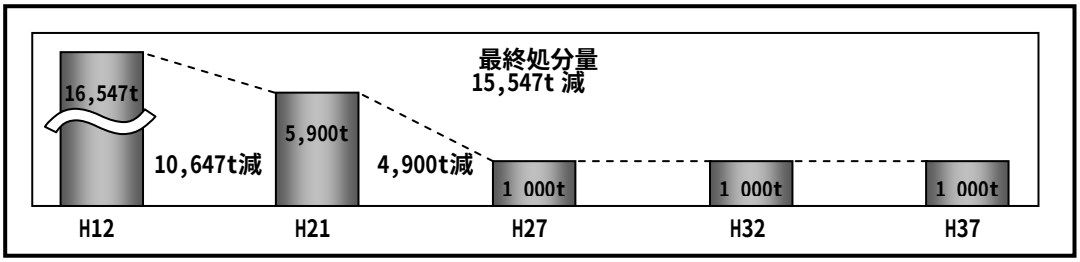

図3-4-9　減量・資源化の目標（最終処分量）

5　本市における計画ごみ量の目標

本市の数値目標を達成するため、ごみ量の実績値から予想される将来ごみ量の予測値を基に、計画ごみ量を以下のように設定します。

表3-4-5　本市における将来ごみ量の計画値（年間排出量）

区分				単位	年度 H21 実績値	H23 予測値	H27 予測値	H32 予測値	H37 予測値
人口等	A 行政区域内人口			人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等	B 計画収集人口			人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等	C 自家処理人口（A－B）			人	0	0	0	0	0
要処理量 家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量			t／年	77,765.47	75,619.98	74,355.46	72,695.45	70,625.98
要処理量 家庭系		ア 家庭系ごみ収集量		t／年	76,198.57	73,980.86	72,665.39	70,978.85	68,912.12
要処理量 家庭系			(1) 可燃ごみ	t／年	59,905.10	58,280.97	57,710.29	55,736.24	54,104.94
要処理量 家庭系			(2) 可燃ごみ（ふれあい収集）	t／年	67.54	77.52	89.74	99.11	106.89
要処理量 家庭系			(3) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	2,805.84	2,709.38	2,395.51	2,191.32	2,127.19
要処理量 家庭系			(4) 粗大ごみ	t／年	226.07	220.05	219.36	215.34	209.04
要処理量 家庭系			(5) びん	t／年	2,421.21	2,385.55	2,298.29	2,256.17	2,190.14
要処理量 家庭系			(6) かん	t／年	1,085.63	1,070.25	950.97	933.55	906.22
要処理量 家庭系			(7) ペットボトル	t／年	1,081.99	1,041.49	1,041.96	1,022.86	992.93
要処理量 家庭系			(8) その他プラスチック製容器包装	t／年	4,190.58	4,233.48	4,108.01	4,032.72	3,914.69
要処理量 家庭系			(9) 紙類	t／年	4,301.66	3,849.64	3,739.09	3,670.56	3,563.13
要処理量 家庭系			(10) 布類（拠点回収）	t／年	112.95	112.53	112.17	820.98	796.95
要処理量 家庭系		イ 家庭系ごみ直接搬入量		t／年	1,566.90	1,639.12	1,690.07	1,716.60	1,713.86
要処理量 家庭系			(1) 可燃ごみ	t／年	765.75	793.93	851.27	894.39	915.72
要処理量 家庭系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	653.08	695.16	692.98	680.28	660.37
要処理量 家庭系			(3) 紙類	t／年	148.07	150.03	145.82	141.93	137.77
要処理量 家庭系	E 集団回収量			t／年	9,161.90	10,396.16	10,761.09	11,052.06	11,202.48
要処理量 家庭系		(1) 紙類		t／年	8,789.48	9,979.81	10,342.31	10,636.06	10,793.91
要処理量 家庭系		(2) 布類		t／年	250.28	285.07	284.17	278.96	270.80
要処理量 家庭系		(3) びん類		t／年	24.89	25.01	21.19	19.58	19.00
要処理量 家庭系		(4) 金属類		t／年	97.25	106.27	113.42	117.46	118.77
要処理量 事業系	F 事業系ごみ年間搬入量			t／年	26,430.39	26,088.52	24,600.69	24,127.82	24,127.82
要処理量 事業系		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量		t／年	22,125.89	22,122.60	20,798.03	20,392.43	20,392.43
要処理量 事業系			(1) 可燃ごみ	t／年	21,824.70	21,808.79	20,522.59	20,140.37	20,140.37
要処理量 事業系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	104.58	98.77	76.03	64.85	64.85
要処理量 事業系			(3) 資源ごみ	t／年	196.61	215.04	199.41	187.21	187.21
要処理量 事業系		エ 事業系ごみ直接搬入量		t／年	2,051.37	2,135.49	1,991.69	1,941.72	1,941.72
要処理量 事業系			(1) 可燃ごみ	t／年	1,899.25	2,010.46	1,904.44	1,874.43	1,874.43
要処理量 事業系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	152.12	125.03	87.25	67.29	67.29
要処理量 事業系		オ その他直営定時外搬入量		t／年	680.26	676.41	660.57	664.36	664.36
要処理量 事業系			(1) 可燃ごみ	t／年	584.13	591.39	589.53	599.52	599.52
要処理量 事業系			(2) 不燃ごみ・有害ごみ	t／年	79.68	67.52	54.84	48.94	48.94
要処理量 事業系			(3) 資源ごみ	t／年	16.45	17.50	16.20	15.90	15.90
要処理量 事業系		カ 脱水汚泥搬入量		t／年	1,572.87	1,154.02	1,150.40	1,129.31	1,129.31
要処理量 事業系			(1) 衛生センター発生量	t／年	1,330.76	901.46	898.63	882.16	882.16
要処理量 事業系			(2) グリーンパーク発生量	t／年	242.11	252.56	251.77	247.15	247.15
要処理量 計	G ごみ年間排出量			t／年	113,357.76	112,104.66	109,717.24	107,875.33	105,956.28
総ごみ減量化指数(H12実績:125,940ｔ/年を100とする)					90	89	87	86	84
事業系ごみ量					26,430	26,089	24,601	24,128	24,128
事業系ごみ量減量化指数(H12実績:30,014ｔ/年を100とする)					88	87	82	80	80
処理内訳	H 総資源化量			t／年	28,440.78	32,972.99	33,416.39	33,906.19	33,592.96
処理内訳		(1) 廃乾電池搬出量		t／年	91.43	92.52	90.98	89.32	87.89
処理内訳		(2) 蛍光灯搬出量		t／年	32.67	32.51	32.41	31.81	30.88
処理内訳		(3) 処理困難物		t／年	10.57	11.25	11.21	11.01	10.69
処理内訳		(4) 焼却灰等資源化		t／年	6,137.14	8,470.52	8,689.78	8,411.64	8,238.33
処理内訳			セメント原料化	t／年	3,790.29	2,317.07	2,054.18	1,995.90	2,133.29
処理内訳			溶融スラグ化	t／年	1,356.90	110.00	595.63	549.41	484.06
処理内訳			溶融スラグ	t／年	512.71	3,506.69	3,504.67	3,403.92	3,261.56
処理内訳			山元還元	t／年	477.24	2,536.76	2,535.30	2,462.41	2,359.42
処理内訳		(5) びん		t／年	1,352.05	1,348.46	1,296.91	1,268.98	1,235.29
処理内訳			生きびん	t／年	96.85	97.52	95.97	94.21	92.64
処理内訳			カレット	t／年	1,255.20	1,250.94	1,200.94	1,174.77	1,142.65
処理内訳			無色	t／年	531.47	495.07	475.28	464.92	452.21
処理内訳			茶色	t／年	510.12	513.37	492.85	482.10	468.92
処理内訳			その他	t／年	213.61	242.51	232.82	227.74	221.52
処理内訳		(6) その他プラ容器包装		t／年	3,976.53	4,028.43	3,943.49	3,877.33	3,807.80
処理内訳		(7) ペットボトル		t／年	817.31	846.45	846.28	830.77	807.64
処理内訳		(8) 鉄類		t／年	1,648.80	2,071.73	2,036.56	1,998.01	1,951.41
処理内訳		(9) 非鉄金属（アルミ等）		t／年	499.47	506.37	494.80	486.97	478.65
処理内訳		(10) 廃家電類		t／年	20.30	20.00	19.94	19.58	19.00
処理内訳		(11) 紙類回収量		t／年	4,449.73	4,508.55	4,413.37	4,341.04	4,260.31
処理内訳		(12) 布類回収量		t／年	112.95	112.53	112.17	820.98	796.95
処理内訳		(13) 再生家具販売量		t／年	28.86	28.76	28.67	28.14	27.32
処理内訳		(14) 草木類資源化		t／年	－	490.00	630.00	630.00	630.00
処理内訳		(15) 廃プラ資源化		t／年	91.87	－	－	－	－
処理内訳		(16) 集団回収量		t／年	9,161.90	10,396.16	10,761.09	11,052.06	11,202.48
処理内訳	I 資源化率（H ÷ G × 100）			%	25.09%	29.41%	30.46%	31.43%	31.70%
処理内訳	J 最終処分量			t／年	5,900.36	1,486.10	1,000.00	1,000.00	1,000.00
処理内訳	K 最終処分率（J ÷ G × 100）			%	5.21%	1.33%	0.91%	0.93%	0.94%

表3-4-6　本市における将来ごみ量の計画値（１人１日平均排出量）

区分				単位	年度 H21 実績値	H23 予測値	H27 予測値	H32 予測値	H37 予測値
人口等		A 行政区域内人口		人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等		B 計画収集人口		人	339,350	341,609	340,536	335,211	325,400
人口等		C 自家処理人口（A － B）		人	0	0	0	0	0
要処理量	家庭系	D 家庭系ごみ年間排出量原単位		g/人日	627.84	604.82	596.58	594.15	594.64
要処理量	家庭系		ア 家庭系ごみ収集量原単位	g/人日	615.19	591.71	583.02	580.12	580.21
要処理量	家庭系		(1) 可燃ごみ	g/人日	483.64	466.14	463.03	455.54	455.54
要処理量	家庭系		(2) 可燃ごみ（ふれあい収集）	g/人日	0.55	0.62	0.72	0.81	0.90
要処理量	家庭系		(3) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	22.65	21.67	19.22	17.91	17.91
要処理量	家庭系		(4) 粗大ごみ	g/人日	1.83	1.76	1.76	1.76	1.76
要処理量	家庭系		(5) びん	g/人日	19.55	19.08	18.44	18.44	18.44
要処理量	家庭系		(6) かん	g/人日	8.76	8.56	7.63	7.63	7.63
要処理量	家庭系		(7) ペットボトル	g/人日	8.74	8.33	8.36	8.36	8.36
要処理量	家庭系		(8) その他プラスチック製容器包装	g/人日	33.83	33.86	32.96	32.96	32.96
要処理量	家庭系		(9) 紙類	g/人日	34.73	30.79	30.00	30.00	30.00
要処理量	家庭系		(10) 布類（拠点回収）	g/人日	0.91	0.90	0.90	6.71	6.71
要処理量	家庭系		イ 家庭系ごみ直接搬入量原単位	g/人日	12.65	13.11	13.56	14.03	14.43
要処理量	家庭系		(1) 可燃ごみ	g/人日	6.18	6.35	6.83	7.31	7.71
要処理量	家庭系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	5.27	5.56	5.56	5.56	5.56
要処理量	家庭系		(3) 紙類	g/人日	1.20	1.20	1.17	1.16	1.16
要処理量		E 集団回収量原単位		g/人日	73.97	83.15	86.34	90.33	94.32
要処理量		(1) 紙類		g/人日	70.96	79.82	82.98	86.93	90.88
要処理量		(2) 布類		g/人日	2.02	2.28	2.28	2.28	2.28
要処理量		(3) びん類		g/人日	0.20	0.20	0.17	0.16	0.16
要処理量		(4) 金属類		g/人日	0.79	0.85	0.91	0.96	1.00
要処理量	事業系	F 事業系ごみ年間搬入量原単位		g/人日	213.38	208.66	197.38	197.20	203.15
要処理量	事業系		ウ 事業系ごみ許可業者搬入量原単位	g/人日	178.63	176.94	166.87	166.67	171.70
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	g/人日	176.20	174.43	164.66	164.61	169.57
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.84	0.79	0.61	0.53	0.55
要処理量	事業系		(3) 資源ごみ	g/人日	1.59	1.72	1.60	1.53	1.58
要処理量	事業系		エ 事業系ごみ直接搬入量原単位	g/人日	16.56	17.08	15.98	15.87	16.35
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	g/人日	15.33	16.08	15.28	15.32	15.78
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	1.23	1.00	0.70	0.55	0.57
要処理量	事業系		オ その他直営定時外搬入量原単位	g/人日	5.50	5.41	5.30	5.43	5.59
要処理量	事業系		(1) 可燃ごみ	g/人日	4.72	4.73	4.73	4.90	5.05
要処理量	事業系		(2) 不燃ごみ・有害ごみ	g/人日	0.64	0.54	0.44	0.40	0.41
要処理量	事業系		(3) 資源ごみ	g/人日	0.14	0.14	0.13	0.13	0.13
要処理量	事業系		カ 脱水汚泥搬入量原単位	g/人日	12.69	9.23	9.23	9.23	9.51
要処理量	事業系		(1) 衛生センター発生量	g/人日	10.74	7.21	7.21	7.21	7.43
要処理量	事業系		(2) グリーンパーク発生量	g/人日	1.95	2.02	2.02	2.02	2.08
要処理量	計	G ごみ年間排出量原単位		g/人日	915.19	896.63	880.30	881.68	892.11
総ごみ量原単位減量化指数(H12実績:1,043g/人日を100とする)					88	86	84	85	86
資源回収を除く家庭系１人１日当たり排出量					520	502	497	489	489
資源回収を除く家庭系１人１日当たり排出量減量化指数 (H12実績:608ｇ/人日を100とする)					86	83	82	80	80
処理内訳		H 総資源化量原単位		g/人日	229.60	263.73	268.11	277.13	282.85
処理内訳		(1) 廃乾電池搬出量		g/人日	0.74	0.74	0.73	0.73	0.74
処理内訳		(2) 蛍光灯搬出量		g/人日	0.26	0.26	0.26	0.26	0.26
処理内訳		(3) 処理困難物		g/人日	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09
処理内訳		(4) 焼却灰等資源化		g/人日	49.54	67.75	69.73	68.76	69.37
処理内訳			セメント原料化	g/人日	30.60	18.53	16.49	16.32	17.96
処理内訳			溶融スラグ化	g/人日	10.95	0.88	4.78	4.49	4.08
処理内訳			溶融スラグ	g/人日	4.14	28.05	28.12	27.82	27.46
処理内訳			山元還元	g/人日	3.85	20.29	20.34	20.13	19.87
処理内訳		(5) びん		g/人日	10.91	10.79	10.40	10.37	10.41
処理内訳			生きびん	g/人日	0.78	0.78	0.77	0.77	0.78
処理内訳			カレット	g/人日	10.13	10.01	9.63	9.60	9.63
処理内訳			無色	g/人日	4.29	3.96	3.81	3.80	3.81
処理内訳			茶色	g/人日	4.12	4.11	3.95	3.94	3.95
処理内訳			その他	g/人日	1.72	1.94	1.87	1.86	1.87
処理内訳		(6) その他プラ容器包装		g/人日	32.10	32.22	31.64	31.69	32.06
処理内訳		(7) ペットボトル		g/人日	6.60	6.77	6.79	6.79	6.80
処理内訳		(8) 鉄類		g/人日	13.31	16.57	16.34	16.33	16.43
処理内訳		(9) 非鉄金属（アルミ等）		g/人日	4.03	4.05	3.97	3.98	4.03
処理内訳		(10) 廃家電類		g/人日	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
処理内訳		(11) 紙類回収量		g/人日	35.94	36.06	35.41	35.48	35.87
処理内訳		(12) 布類回収量		g/人日	0.91	0.90	0.90	6.71	6.71
処理内訳		(13) 再生家具販売量		g/人日	0.23	0.23	0.23	0.23	0.23
処理内訳		(14) 草木類資源化		g/人日	－	3.92	5.05	5.15	5.30
処理内訳		(15) 廃プラ資源化		g/人日	0.74	－	－	－	－
処理内訳		(16) 集団回収量		g/人日	73.97	83.15	86.34	90.33	94.32
処理内訳	I 資源化率（H ÷ G × 100）			%	25.09%	29.41%	30.46%	31.43%	31.71%
処理内訳	J 最終処分量原単位			g/人日	47.64	11.89	8.02	8.17	8.42
処理内訳	K 最終処分率（J ÷ G × 100）			%	5.21%	1.33%	0.91%	0.93%	0.94%

なお、集団回収量を除く１人１日平均排出量は、平成２７年度で７９７．７４g/人日、平成３２年度に７９１．３５g/人日、平成３７年度では７９７．７９g/人日となります。

3 － 5

ごみ処理基本計画

1　ごみ処理基本計画の基本理念

本計画では、ごみの排出量を減らし、中間処理や処分における環境への負荷の低減に配慮すると共に、①リフューズ（必要のないものを断る）・リデュース（ごみを減らす）、②リユース（再使用する）、③リサイクル（再生利用する）、④熱回収、⑤適正処分の順に、可能な限り循環と回収を行う「循環型社会の形成」を基本理念とします。

① Refuse（リフューズ）・Reduce（リデュース）－発生抑制する

★ごみの量を減らす。

マイバッグを持って行ってレジ袋を断ったり、日用品は最後まで使い切りましょう。また、使い捨ての商品を避けて詰め替え商品を利用したり、調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでも、ごみを減らすことができます。

⇩

② Reuse（リユース）－再使用する

★繰り返し使う。

返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また不要になったものは、人に譲ったり、フリーマーケットなどに出してみてはいかがでしょうか。

⇩

③ Recycle（リサイクル）－再生利用する

★再生して使う。

再生できるもの（新聞、段ボール、雑がみ、紙パック、衣類、びん、かん、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装など）は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。

④ Thermal Recycle（サーマルリサイクル）－熱回収する

★地球温暖化対策に貢献する。

地球環境問題の視点から、熱回収を含めた３Ｒの推進によって、温室効果ガスの排出量の軽減に配慮します。

⑤ 適正処分－焼却残渣等の資源化に努め、最終処分量の削減を図る

★環境負荷の提言を目指した適正処理を図る。

①から④までで、有効利用が不可能な「循環資源」については、焼却、減溶、埋立など適正にして処分していきます。

２　発生抑制・再資源化計画

発生抑制・再資源化計画において、市民・事業者・行政が役割を分担して、協働で取り組んでいくためには、その取り組みを支える基盤が構築されていることが重要である。従って、ごみ処理に係る情報の共有、公平なルールや負担の確保、担い手の育成、仕組みづくりなど、循環型社会を支える基盤づくりを進めてまいります。

（１）行政における方策

１）　教育、啓発活動の充実

①　学校における環境学習の推進

ごみの発生抑制及び資源化などの活動によって、環境を守り、資源を大切にする心を育むとともに、家庭での行動を促すため、小・中学校による環境学習を推進します。

また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層を対象にした、学校内外にお

ける環境学習や地域における体験型の環境学習の機会を提供します。

なお、イベントの開催に当たっては、市の関係部署をはじめ、学校、市民団体や事業者との連携を図り、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの減量やリサイクル推進に向けた活動の輪を広げるよう工夫するものとします。

② 学習機会の創造

市民が、気軽に楽しく参加できるイベントやキャンペーン等を通じて、ごみの減量やリサイクル推進の取り組みを身近に体験できるような機会を拡大し、環境保全や資源循環に対する知識の啓発と市民が環境に優しい行動を実践するために各種の学習機会を設けます。

また、平成２２年４月にオープンした環境プラザ（つばさ館）を、ごみの減量や資源化への啓発、情報発信の拠点として活用していきます。

③ 情報提供

市民・事業者に率先して発生抑制・資源化の行動を起こしてもらえるよう、循環型社会を形成するための取り組みに関する情報等について、出前講座の開催、本市ホームページの充実、広報川越、回覧、情報誌の活用、パンフレットや啓発チラシ等の配布等の多様な手法を用いて、分かりやすい啓発活動を推進していきます。

また、不用品の再生使用のための市場拡大を図るため、インターネットや公共施設等を活用した、市民同士の情報交換スペースの整備拡充、フリーマーケットやリサイクルショップに関する情報提供など、リユースに関する情報のネットワークづくりを進めていきます。

④ 地域における活動の活性化

地域ごとの特性を踏まえた行動の促進及び拡大を図っていくため、市民が実践しやすいものから取り組んでもらえるように地域における活動の情報収集及び情報提供を推進していきます。

⑤ 事業者の発生抑制・資源化

市は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、再生品の利用・販売等を積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の

要請等を行いごみの発生抑制を促進します。

また、市民との協働による取り組み、事業者間の再生資源の流通等に関しては、情報提供や協議・検討の場の提供などにより活動を支援します。

2） 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

多量排出事業者への積極的なごみ減量指導や、事業者を対象とした研修会の開催及び情報提供などを行い、事業系ごみの減量化を図ります。

また、事業系一般廃棄物の減量・資源化等計画書の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視すると共に、必要な助言・指導を行っていきます。

3） 草木類資源化施設の活用

草木類資源化施設において、事業者等から施設に直接搬入される草木類（事業系草木類）を対象にチップ化などを行い、土壌改良材や堆肥原料として利用し、草木類資源物の有効活用を図ります。

4） ごみ処理の有料化

ごみの排出抑制と分別の促進を図るため、ごみ処理費用負担の公平性確保の観点から、家庭系ごみ処理の有料化の実施について検討します。有料化にあたっては、ごみ処理費用の分析及び市民・事業者へ十分な情報提供を行うとともに、様々な分野から意見を聴取することで、より効果的なごみ減量効果が得られるような方策を検討します。

また、家庭系ごみ処理有料化の検討に併せて、事業系ごみ処理手数料の適正化を図るものとします。

なお、有料化制度の検討段階において、市民との意見交換を充分に行うと共に、低所得者にも配慮した内容で、市民が納得できる仕組みづくりをいたします。

5） 既存施設の延命化及び資源化処理の継続

東清掃センターは昭和６１年度より供用開始しており、これまで計画的に適切な補修等を行っているものの、施設全体が老朽化していることもあり、基幹的な整備が必要です。

また、平成元年度から埋立を開始した小畔の里クリーンセンターにおいても、最終処分場から発生する浸出水を適正に処理し、公共用水域に放流するための施設が老朽化してきています。

将来的にも適切かつ安全なごみ処理を維持し、循環型社会を実現するため、これらの施設の延命化を図るとともに、中間処理施設から発生する焼却灰等は、セメント原料や山元還元（やまもとかんげん）※6等の資源化処理を継続していきます。

6） ストックヤードの整備

ごみの減量及び資源化を推進するため、布類等の受け入れが可能なストックヤードを整備します。

なお、ストックヤードについては循環型社会形成推進の一環と位置付け、循環型社会形成推進交付金によって整備するものとします。

（2）市民における方策

1） 生ごみの堆肥化

市民は、生ごみ処理機器などを活用し、生ごみの堆肥化を推進します。

また、堆肥は家庭園芸（ガーデニング）等において利用するほか、植木鉢やプランター、花壇などで有効利用を図ります。

2） 可燃ごみと容器包装ごみの減量推進

表3-1-10～11（p.26）に示すとおり、可燃ごみの重量のうち、水分が約50%を

※6 山元還元：溶融処理によって発生する溶融飛灰には、鉛・カドミウム・亜鉛・銅などの非鉄金属が高濃度で含まれています。これを非鉄金属の原料と見なし、鉱山（精錬所）に還元し、非鉄製錬技術で鉛、亜鉛などの物質に還元、回収することです。

占めています。市民は、生ごみを「可燃ごみ」として排出する際に水切りを行うことで、「可燃ごみ」の減量を図ります。また、排出された「可燃ごみ」の中には、紙袋、包装紙、プラスチック製の袋、包装用シート等の容器包装ごみが含まれているため、分別を徹底して、「可燃ごみ」の減量を図ります。

市民は、マイバックの使用や過剰包装を断ることにより、容器包装ごみの発生を抑制します。

3）使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進

ごみの発生抑制と再生資源の利用を促進するために、市民は、使い捨て商品の使用抑制と、繰り返し使える容器、詰め替え容器の利用及び再生品の購入を心掛けるライフスタイルの推進に努めます。

（3）事業者における方策

1） 発生源における排出抑制

事業者は、排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、ごみの発生抑制、及び資源化を推進します。また、マイバッグの利用者に対して、ポイント制度等を導入するなど、レジ袋の削減を積極的に推進します。

2） 店頭回収等の実施

事業者は、店舗や事業所の空きスペースを市民との協働による古紙等の店頭回収の活動拠点として活用します。

3） 事業者間の協力

事業者は、ゼロ・エミッションを目指して事業者間での不用資材や再生資源等の相互利用を促進するためのネットワークづくりを推進します。

３　収集・運搬計画

（１）収集・運搬の基本方針

市民に対して、本市のごみ分別に従って分別を徹底するよう周知を図ります。

また、分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう迅速かつ衛生的に収集・運搬します。

なお、家庭ごみの定時収集については、適切で効率的な収集体制を構築するためには、委託業者との契約方法や直営業務のあり方について見直しを行います。

（２）収集・運搬計画

１）収集区域及び収集人口

①収集区域

本市の行政区域全域をごみ処理対象区域とします。

②収集人口

本市の将来人口が収集人口となります。平成２７年度における収集人口は３４０，５３６人、平成３２年度では３３５，２１１人、平成３７年度では３２５，４００人を見込んでいます。

２）収集体制

家庭系ごみの収集・運搬は、リクエスト収集となっている粗大ごみを除いて、ステーション収集方式を継続して行うものとします。なお、ごみの分別区分及び収集回数は原則的に現行制度を維持するものとします。

３）分別品目

収集・運搬するごみの種類については、資源化設備や人的体制などに関係するため、容器包装リサイクル法等の各種関連法に基づいた分別収集計画を策定し、計画的に拡大することを検討します。

4）収集・運搬量の見込み

家庭系収集ごみ量の見込み量を以下に示します。

表3-5-1　家庭系収集ごみ量の予測結果（単位：ｔ/年）

区分 ＼ 年度		実績値	策定年度	予　測　値		
		平成21年度	平成23年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
可燃ごみ		59,905	58,281	57,710	55,736	54,105
可燃ごみ（ふれあい収集）		68	78	90	99	107
不燃･有害ごみ		2,806	2,709	2,396	2,191	2,127
粗大ごみ		226	220	219	215	209
資源ごみ	びん	2,421	2,386	2,298	2,256	2,190
	かん	1,086	1,070	951	934	906
	ペットボトル	1,082	1,041	1,042	1,023	993
	その他プラスチック製容器包装	4,191	4,233	4,108	4,033	3,915
	紙類	4,302	3,850	3,739	3,671	3,563
	布類（拠点回収）	113	113	112	821	797
合　計		76,199	73,981	72,665	70,979	68,912

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある。

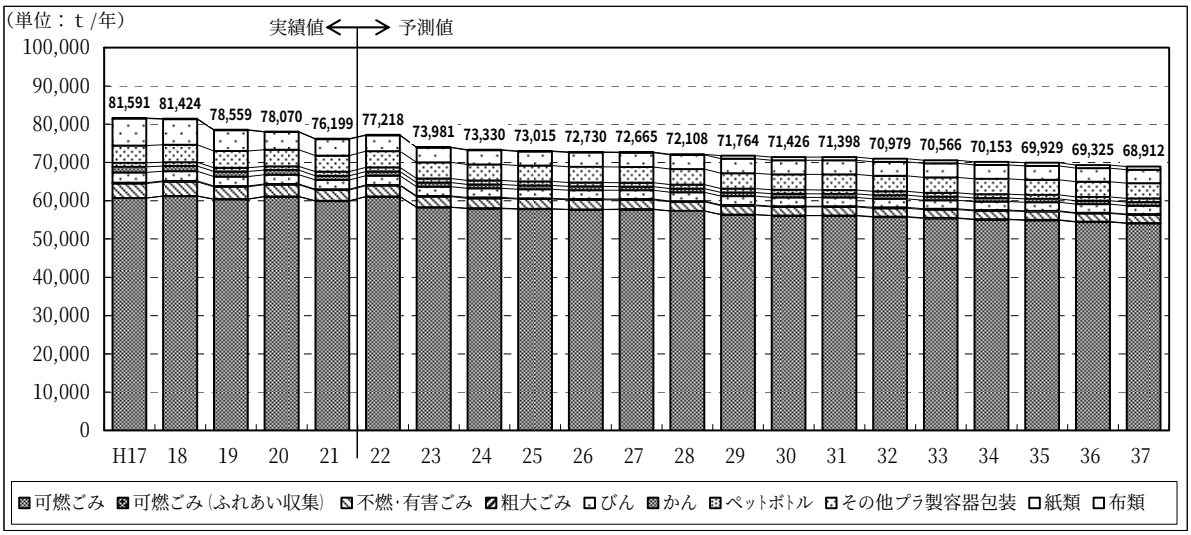

図3-5-1　家庭系収集ごみ量の予測結果

6）適正排出の推進

ごみ集積所へのごみの排出、東清掃センター及び資源化センターへの自己搬入に際してのルールの徹底や、排出者責任の明確化を図ると共に、ごみ集積所における排出状況の巡視や排出指導、自己搬入の際の搬入指導など、ごみの適正排出を推進していきます。

4　中間処理計画

（1）中間処理の基本方針

現在、本市では東清掃センター（焼却施設、リサイクル施設）及び資源化センター（熱回収施設、リサイクル施設、草木類資源化施設）において中間処理を行っています。

資源化センターでは、スラグの有効利用を図ることや、溶融飛灰を山元還元することにより資源化を図り、最終処分量を可能な限り少なくします。

（2）中間処理量の見込み

中間処理量の見込みを以下に示します。

表3-5-2　中間処理量の予測結果（単位：ｔ/年）

区分＼年度	実績値	策定年度	予　測　値		
	平成21年度	平成23年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
東清掃センター処理量	34,153	21,692	19,564	18,339	19,401
焼却施設	28,725	18,889	17,145	16,198	17,378
リサイクル施設	5,427	2,803	2,419	2,141	2,023
資源化センター処理量	19,744	81,141	80,992	78,787	75,664
熱回収施設	19,415	70,490	70,490	68,432	65,520
リサイクル施設	330	9,951	9,602	9,455	9,244
草木類資源化施設	－	700	900	900	900
西清掃センター処理量（H22より受入停止）	44,805	－	－	－	－
焼却施設	40,879	－	－	－	－
リサイクル施設	3,926	－	－	－	－
その他プラスチック製容器包装処理委託量	3,207	－	－	－	－
合　計	101,909	102,834	100,556	97,127	95,065

※それぞれを四捨五入しているため、内訳の計が合計と一致しない場合がある。
※平成21年度以降、中間処理量が増加しているのは、不燃残さなどを熱回収施設で再処理しているため。

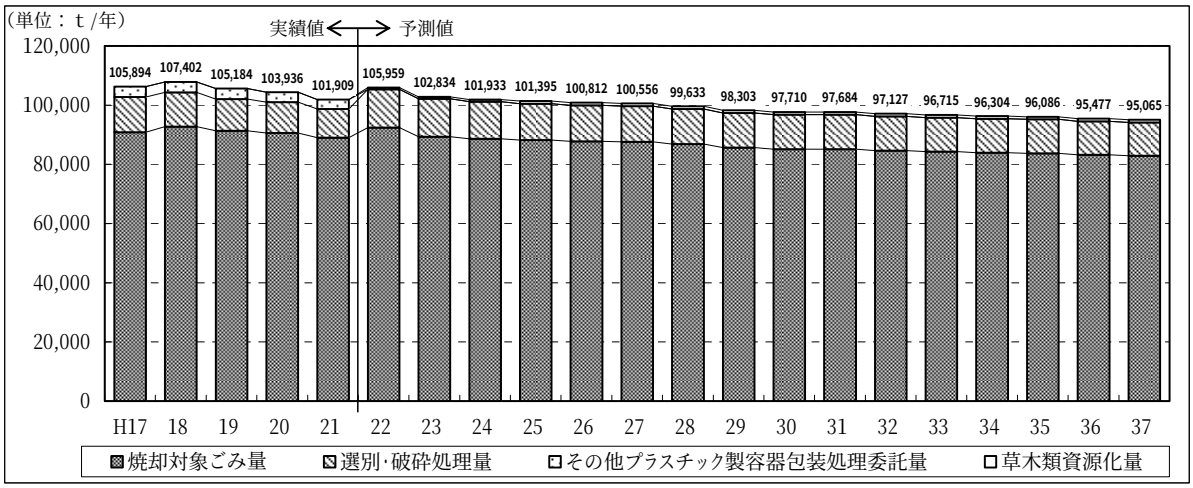

図3-5-2　中間処理量の予測結果

表3-5-3　資源化量及び資源化率の予測結果

項目＼年度	単位	平成21年度	平成23年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
総ごみ排出量	ｔ/年	113,358	112,006	109,696	106,909	104,549
集団回収量	ｔ/年	9,162	10,297	10,269	10,085	9,795
中間処理による資源化量	ｔ/年	14,864	18,102	18,332	17,782	17,394
直接資源化量	ｔ/年	4,415	4,466	4,377	4,980	4,862
総資源化量	ｔ/年	28,441	32,865	32,978	32,847	32,051
資源化率	%	25.09	29.34	30.06	30.72	30.66

（３）中間処理の流れ

将来的なごみ処理の流れは、基本的に現状を維持するものとします。

（４）中間処理施設整備計画

資源化センターは平成２２年４月より供用開始した新しい施設であり、順調に稼動しております。今後は、機能維持を目的とした設備・機器の法定点検や保守点検及び補修等を継続して実施してまいります。

平成２２年３月末をもって停止した西清掃センターの解体及び解体後の跡地利用について、具体的な検討を進めます。

また、紙類や布類について、回収量を増加させるために必要となるストック

ヤードの新設を検討していきます。

東清掃センターでは、今後も資源化センターと併せて、ごみを適正に処理しながら、環境に配慮したごみ処理機能を維持し、計画的かつ効率的に設備等の更新・改修を行い、施設の延命化対策を実施していく計画です。

5　最終処分計画

（1）最終処分の基本方針

ごみの発生抑制及び資源化に係る取り組みや、資源ごみの分別排出の徹底及び中間処理施設で可能な限り資源物を回収することによって、最終処分量の削減を図っていきます。

最終処分に際しては、今後も小畔の里クリーンセンターにおいて埋立処理を行うものとしますが、環境への負荷を軽減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していく方針です。

（2）最終処分量の見込み

現在、最終処分として埋立を行うものは、資源化センターから発生する処理不適物のみとなっています。

なお、東清掃センターから発生する焼却残渣は全てセメント原料として資源化しており、リサイクル処理施設からの破砕残渣は資源化センターの熱回収処理施設で処理を行っています。

最終処分量の見込みは、表 3-5-4 及び図 3-5-3 に示すとおりです。

表3-5-4　最終処分量の予測結果（単位：ｔ/年）

区分＼年度	実績値	策定年度	予測値		
	平成21年度	平成23年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
総ごみ排出量	113,358	112,006	109,696	106,909	104,549
資源化センター溶融不適物	363	1,596	1,596	1,549	1,484
西清掃センター焼却残さ	3,486	－	－	－	－
西清掃センター不燃残さ	1,210	－	－	－	－
東清掃センター不燃残さ	841	－	－	－	－
最終処分量	5,900	1,486	1,000	1,000	1,000
最終処分率	5.21%	1.33%	0.91%	0.94%	0.96%

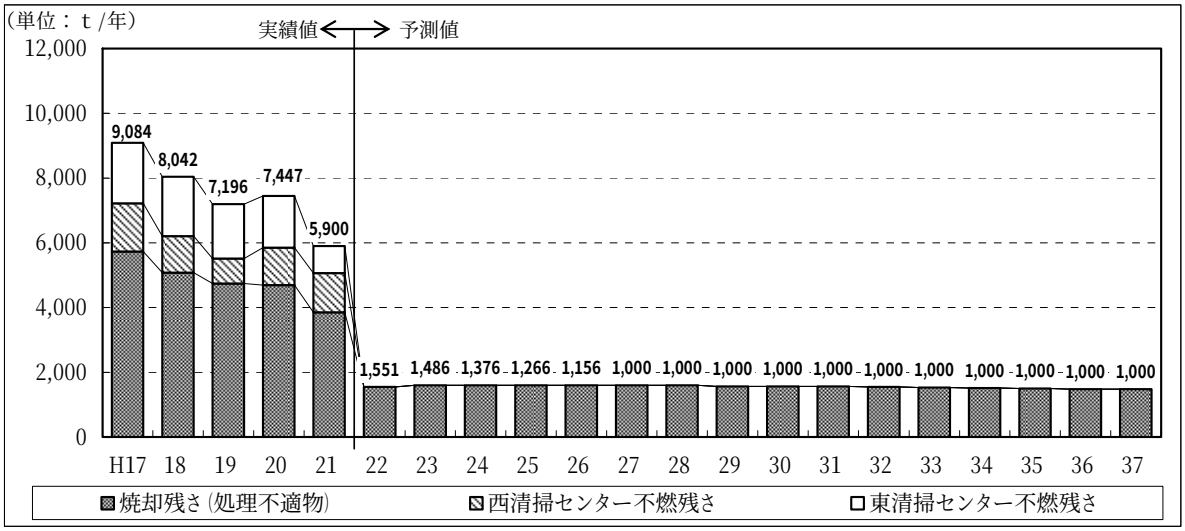

図3-5-3　最終処分量の予測結果

（３）最終処分場整備計画

現在、小畔の里クリーンセンターの埋立対象残容量は少なくなっていますが、資源化センター稼動により埋立処分量が大幅に減少することにより、今後の埋立予測から長期にわたって使用できる状況にあります。

このため、浸出水処理施設は、平成元年から供用開始しているため、老朽化が著しいことから、随時補修整備を行っていくものとします。

また、第２期工事の計画に関しては、埼玉県環境整備センター（最終処分場）

や民間資源化施設の活用による延命化を図りながら、整備時期の検討を行っていくものとします。

小畔の里クリーンセンターへの埋立量の実績値は表3-5-5のとおりです。

表3-5-5　小畔の里クリーンセンター埋立量実績値

年度＼項目		埋立量（ｔ/年）	埋立容量（m^3/年）	残余容量（m^3）	残余率（%）
実績値	平成17年度	8,928	5,542	45,627	21.4
	平成18年度	9,328	1,493	44,134	20.7
	平成19年度	5,239	3,103	41,031	19.3
	平成20年度	6,178	3,673	37,358	17.5
	平成21年度	5,144	3,081	34,277	16.1

注：埋立量及び埋立容量には、埋立物の飛散防止や流出防止等のための覆土が含まれています。

６　災害廃棄物の処理・処分

（１）処理体制の維持

災害発生時には、必要に応じて川越市災害対策本部を設置し、被災時の情報収集、災害廃棄物処理実施計画の作成、処理の適正化、処理体制を構築します。

また、被災状況に応じて、排出場所、収集回数、収集方法等を柔軟に見直し、迅速かつ衛生的な生活環境の確保を図るものとします。

収集・運搬車両、処理施設等の被災状況を考慮し、被害が甚大な場合には県及び近隣市町、民間事業者の協力を求めるとともに、安全かつ円滑な処理・処分の維持に努めます。

（２）倒壊家屋等の処理

倒壊家屋等の処理は、原則として所有者が行います。ただし国の財政支援等を受けて行う事業に関しては、市が家屋などの処理を支援します。

大量に発生する粗大ごみ、道路に堆積するガレキ等、処理の緊急性を要する場合においては、基幹交通網、避難場所等を確保する観点から市が処理を行います。

また、災害廃棄物の処理に関しては、可能な限り再使用、資源化を優先します。

（３）県・近隣市町等との協力

本市での対応が困難な場合には、収集・運搬、処理、処分に関し県及び近隣市町の協力を仰ぐとともに、民間事業者とも事前に協定を締結するなど、被災時に必要となる人員、機材、処理体制等の確保を図ります。

（４）仮置場の確保

被災時においても安全かつ安定した処理を行うために、公有地の利用及び民有地を借り上げる等して仮置場を確保し、災害廃棄物の一時保管あるいは一次処理等を行うことを検討します。

7　その他のごみの処理に関し必要な事項

（１）廃棄物減量等推進審議会、かわごえ環境推進員制度の活用

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等及び再生資源の利用の促進について審議するため、本市では川越市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

また、地域レベルでのごみの発生抑制、資源化の取り組み、資源の分別排出の徹底及び地域環境美化に関して地域の実情に合った活動を推進するため、かわごえ環境推進員制度が設置されています。

今後も、これらの制度を活用しながら、ごみの減量、資源化及び適正処理の推進を図っていきます。

（２）環境美化活動支援制度の推進

本市では、ボランティアで道路や公園、河川などの公共施設等の清掃活動を行う市民を対象として、ごみ袋の支給や清掃用具等の貸出しを行っています。

また、年６回以上活動する団体及び所有・管理する土地や建物の周囲以外において活動している団体を「川越クリーンパートナー」として認定しています。

今後も、同制度を継続していくことにより、環境美化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民と市が一体となった地域活動を推進していくものとします。

（３）適正処理困難物の対応

特別管理一般廃棄物など、本市施設では処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼して処理するよう指導します。

（４）医療系廃棄物の対応

在宅医療の増加に伴い、医療系廃棄物の増加が予想されることから、医療機関などによる回収等の促進、及び適正な処理に努めるよう市民へ啓発します。

感染性廃棄物については、医療機関等の排出者が責任をもって処理・処分するよう指導します。

（５）不法投棄対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止については、監視カメラの設置や不法投棄防止パトロールを実施するとともに、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上のため、市民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

（６）地球温暖化防止に関する対応

本市では、複雑多様化する環境問題に対し、総合的で計画的な環境保全対策を推進するため、「川越市環境基本計画」を策定しています。

さらに、地球温暖化防止対策の指針となる「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しており、市民・事業者と行政が一体となり、目標水準に達するよう各種施策を着実に推進していく方針です。

今後は、東清掃センターにおける施設の基幹的設備の改良を行い延命化を図る中で、地球温暖化防止対策についても併せて行い、一般廃棄物処理に伴い発生する温室効果ガスの排出量削減に努めます。

一般廃棄物処理基本計画
『ごみ処理基本計画』編

平成23年　3月

発行・編集　川越市役所　環境部　資源循環推進課
〒350-0815　埼玉県川越市鯨井782-3　資源化センター内
電話　049（239）6267（直通）